号外 第68号 平成 18 年 1 月 16 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

目 次

+8

	規		則																				
																				(税			
Of	熊本!	県産	業	廃棄	物	税身	€例	施	行規	則	の -	一部	を改	正す	る夫	見則				· (")	37
	訓		令																				
Oj	熊本!	県 税	事	務耶	収扱	規和	呈の) —	部を	改	正、	する	訓令	j						(税	務	課)	49
	告		示																				
OÍ	熊本!	県地	方	税関] 係	法台	う 等	ほに	係る	行	政	手続	等に	こおじ	ける	情報	通信	の技	術の				
ź	利用	に関	す	る要	評綱															(税	務	課)	82

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 18 年 1 月 16 日

> 熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第85号

熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。 第2条中「別記第2号様式」の次に「及び別記第2号の2様式」を加え、同条の次に次

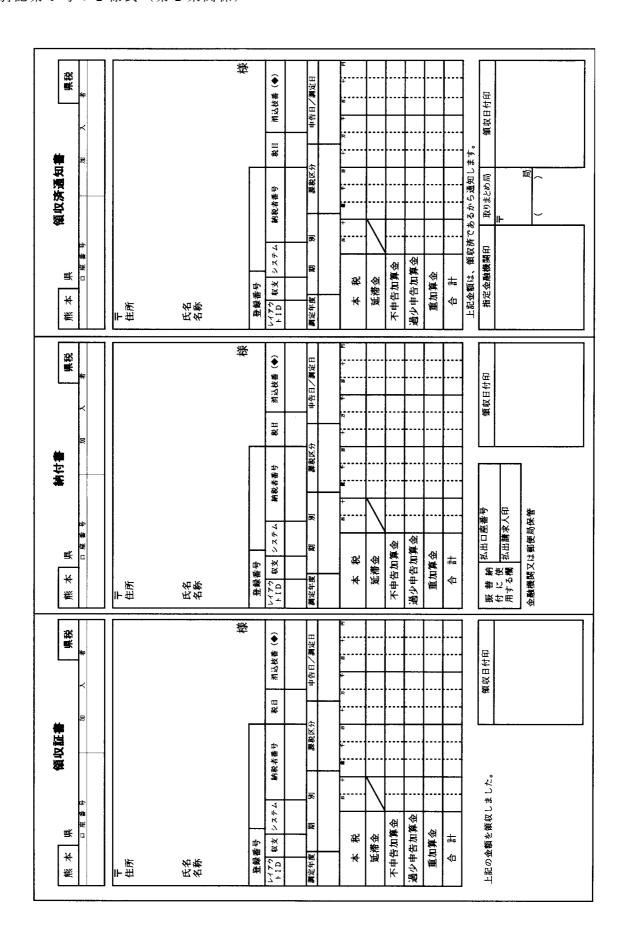
の1条を加える。 (電子申告等)

- 第2条の2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号) 第3条第1項及び熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 16年熊本県条例第64号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して県税の申告及び届出(次項において「申告等」という。)を行う者は、知事が別に指定する 電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならない。
- 前項の規定による申告等について必要な事項は、別に定める。 第7条第3項中「(申告書の提出期限後に提出された申告書に係るものを除く。)」及び 「により、申告書が提出期限後に提出された場合の不申告加算金の決定の通知書の様式は 別記第14号の2の4様式」を削り、同条第4項中「ゴルフ場利用税」を「条例第68条第 1項第1号に規定するゴルフ場に係るゴルフ場利用税」に改め、「別記第14号の2様式」 の次に「により、同項第2号に規定するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の更正又は決定及

の2様式」を加える。 第 15 条の見出し中「過誤納金還付通知書」を「過誤納金還付等通知書」に改め、同条中 「還付する」を「還付又は充当する」に改める。 第17条を次のように改める。

び過小申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の通知書の様式は、別記第 14 号の 2

第 17 条 削除 別記第1号の2様式を次のように改める。 別記第1号の2様式(第2条関係)



別記第1号の3様式を次のように改める。 別記第1号の3様式(第2条関係) 納税者交付用 (4) 上記の金額を領収しました。 領収証書 熊本県 加入者名 口座番号 期別 ₩₩ 鈱 領収日付印 兼 Æ 田 Œ 金融機関又は郵便局保管 期別 年度 領収日付印 (4) 43000 艺行者 (会長機型符) 調定年度 뽩税区分 距筛金 合計額 體 住所·氏名 熊本県 加入者名 口座番号 鈱 鈱 領収日付印 (4) 消込枝番 (◆) 申告日/ 調定日 的付售兼领収済通知書 年度 加 者名 羅 庚 課稅 区分 定年 姕 艦 **新税者** 番号 右記の金額は、領収済であるから通知します。 す。 熊本県出納長 様 取りまとめ局 〒 棶 シス テム 類別 43000 熊本県 番 母 母 攻区 調年女分 定度

別記第1号の4様式を次のように改める。 別記第1号の4様式(第2条関係) 県税 麥 号承認) (4) 消込枝番 (◆) 法人二税 炔定 更正 法人 果民税 領収済通知書等 專業稅 秦田 無 岩色 領収日付印 **予**被 ⊕ 🗷 特定信託の受託者である信託業を行う法人が特定信託所得割額を納付する場合にあっては、「所得割額」とあるのは、「特定信託所得割額」と読み替えて記載すること。 納税者番号 Ш 匣 白雅雅日 匸 # L記のとおり通知します。 所在地及び法人名 账 過少申告加算金 付加価値割額 収入割額 不申告加算金 法人税割額 均等割額 距海鱼 所得割額 資本營額 新 新 重加算金 1/79/10 収支 サート 単独を変換 430005 合計 額 ₩ *** 取りまとめ局 整題 퐕稅所管 氰 法人県民党 法人事業就 (3)
(3)
(3)
(3)
(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(7)
(8)
(8)
(8)
(8)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9)
(9 4 *6 ₹* 茶人二税 庚正 # 王 法人 果民稅 勢付書 上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管) **微**取日 付 日 予定 0 E 納稅者番号 田 п Ш 日本番目 匠 事業年度若しくは連結事業年度 # 所在地及び法人名 付加価値割額 06 過少申告加算金 10 ⊯ 不申告加算金 均等割額 所得割額 資本割額 収入割額 法人税割額 能務金 海海 重加算金 収支 オーロ 単足 単単 苹 430005 ₩ # 数额 課稅所管 - 14791D 豪 ⅆ ш 囊 県税 泰 (3) 消込枝番 (◆) ۶ S ع 法人二税 決定 更用 每日 無 法人 果民税 領収証書 專業税 微型 觸収日付印 手度 4 屋 納稅者番号 #1 F ш 上記のとおり領収しました。(納税者保管) 口座番号 町 事業年度若しくは連結事業年度 所在地及び法人名 90 付加価値割額 06 過少申告加算金 10 账 収入割額 不申告加算金 法人税割額 均等割額 延滞金 所得割額 資本割額 母类型 重加算金 収支 4 一口版母類類 計額 430005 ₩ *= 多数 繫稅所管 (備考) 0146477 悬 Φ

別記第1号の5様式を次のように改める。 別記第1号の5様式(第2条関係)

個人事業税2期分納付書

年 月 日

様

熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長

			所得分	}	納税者番号			
税	率	課	税標	準	額	年	税	額
	%				円			円
	%				円			円
	%				円			円
=	†				円			円
区	分	斜	的 付 和	兑	額	納	期	限
第 2	期分				円			

個人事業税の定期第2期分の税額は、上記のとおりですので納期限までに納付してください。

別記第1号の6様式及び別記第1号の7様式を次のように改める。 別記第1号の6様式及び別記第1号の7様式 削除

平成18年1月16日 月曜 熊 本 県 公 報 別記第2号様式を次のように改める。 別記第2号様式(第2条関係) ((() 森 領収証書 熊本県 新田 艦段口午日 森 金融機関又は郵便局保管 (4) 領収日付印 43000 射入(付)者 (金融機関控) 住所·氏名 加入者名 口座番号 合計額 ш 無 纸 領収日付印 E (4) 消込枝番 (◆) 申告日/ 調定日 森 **對入(付)曹操織収済過泊曹** 無 型 型 型 型 課稅 区分 新税者 番号 住所・氏名 上記の金額は、領収済であるから 通知します。 熊本県出納長 様 シス デム 類別 43000 延滞金 熊本県 以区 關 生物 化

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。 別記第2号の2様式(第2条関係) 県税 藜 取りまとめ局 受付局 (店) 領収印 (4) **柔税区分** ゴルフ場利用税領収済通知書 申告区分 上記の金額は、領収済であるから通知します。 0 8 月分 IF 种 指定金融機関印 纸 延滞金 账 消込枝番 ゴルフ場名 実績年月 ⅆ 43000 ₩ 在所 氏名名称 垩 IF 県税 颒 4領収日付印 申告区分 ゴルフ場利用税納入(付)書 8 0 86日 月分 金融機関又は郵便局保管 (第 号承数) 酮定年度 田 版書の請求に 払出口座番号 使用する棚 払出請求人印 枡 消込枝番 (◆) 疧 延滞金 ゴルフ場名 実績年月 ₩ **√**□ 43000 納斯滕 Ħ ┡ 氏名名称 霊 渠税 颒 (4) 領収日付印 申告区分 0 8 ゴルフ場利用税領収書 月分 ※電浴筒 〇にの能付着は、3枚1筋の循序式となって おりますので、切り離さずに提出してくだ さい。 Ш 納稅者番号 上記の金額を領収しました。 枡 Щ 延滯金 咖 消込枝番 ゴルフ場名 477h10 収支 実績年月 熊本 ₩ **∮**□ 43000 約期限 ┡田 氏名名称

別記第3号様式を次のように改める。 別記第3号様式(第2条関係)

(表)

個人事業稅納稅通知書

様

	所得分	納税者番号	
税 率	課税	標 準 額	
%			円
%			円
%			円
年 税 額			円
区分			
納付税額	円		円
納期限			,

右記を参照のうえ、納付書により納付してください。

熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 ^印

課税の根拠などについて

- 課税の根拠 地方税法第72条の2、第72条の49の8、第72条の49の10、熊本県税条例第39条、第40条、第41条
 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書(2通)は、知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して投出してください。この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。(1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(裏)

- 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
 納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

別記第3号の2様式を次のように改める。 別記第3号の2様式(第2条関係)

個人事業税納税通知書 (口座振替用)

年 月 \mathbb{H}

様

熊本県 地域振興局長 钔 熊本県熊本県税事務所長

次のしむり幼仕! ナノださい

		所得分	納税者番号	<u>=</u>		
税率	群	税 標 1	単 額	年	税	額
%			円			円
%			円			円
%			円			円
計			円	•		円
区	>					
納付税額	[円			円
納期	ŧ					
座振替金融機 [関名					

- この税金は、あなたが依頼された上記金融機関の預金口座から自動的に納付されますので 預金残高をお確かめください。
- 領収証書は、それぞれの金融機関から送付されます。
- 1 課税の根拠 地方税法第72条の2、第72条の49の8、第72条の49の10、熊本県税条例第39条、第40条、第41条 2 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間はその日数に応じ、年7.3% (当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する 時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の 割合を加算した割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を加算して納付 しなければなりません。
- 納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに
- 完納されないときは、滞納処分を受けることになります。 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法 第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書 (2通) は知事あてにして、当地域振興局 (県税事務所) を経由して提出してください。 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算し て6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
- なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起する ことができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することがで きます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第3号の3様式を次のように改める。 別記第3号の3様式(第2条関係)

(表)

不動産取得税納税通知書

年 月 日

様

熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長

あなたは、下記の不動産を取得されましたので、熊本県税条例第49条の規定により本書のとおり不動産取得税を課税 しましたので通知します。 つきましては、裏面を御参照のうえ、納期限までに納付してください

納税者番号	通知書番号	課税期月	課和	说区分	課稅標準額(円)	税率(%)	課税標準額(円)	税率(%)	税	額	(円)	料	期	限
物件種別		物件	- 所	在均	<u>t</u>	物件	種別	1	物件	所	在	地		

※ 控除適用済(控除の価格 円) ※ 減額適用済(減額の税額 (裏)

※ 課税の根拠などについて

- ・ この税は、不動産の所有権の取得(売買、贈与、交換、家屋の建築等)に対してかかる流通税です。
- ・ 課税の根拠は地方税法第73条の2、熊本県税条例第49条の規定によって課税したものです。
- ・ 納財限までに納付されないときは、納財限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- ・ 納典限までに納付されないために督促を受け、その督促伏を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事 に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。

この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ規起することができませんが、次の(1) から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の夢行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ・ その他
- (i) 住宅や住宅用の土地の取得に対しての課税については、一定の要件を満たしている場合、特例措置(税金が安くなること)の適用を受けることができます。
 - この特別措置の適用には、当該住宅又は土地の取得に係る不動産取得税の納期予以後60日を経過する日までに申告が必要です。(ただし、 既に特例適用申告書を提出されているときは、軽減後の税額です。)
- (2) 贈与により、農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予を受けようとするときは、その取得の日の属する年の翌年の3月15日又は不動産取得税の納期限のいずれか早い日までに申請してください。

別記第3号の6様式を次のように改める。 別記第3号の6様式(第2条関係)

(表)

鉱区税納税通知書

様

調定年度	課税年度	納利	兑者	番号	登	録	番	号
課税区分	課税標準	(7-N)	税率	(円)	月数	年;	脱額	(円)
			納	期限				

右記を参照のうえ、上記のとおり納付してください。

年 月 日

熊本県熊本県税事務所長 印

課税の根拠などについて

- 課税の根拠 地方稅法第178条、第180条、第195条 熊本県稅条例第110条、第111条 この処分について不服があるときは、この通知を受けた 日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条 の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることがで

きます。なお、審査請求書 (2通) は、知事あてにして、当県税事務所を経由して提出してください。
この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を終わった日から3か月を経過しても、裁決がた

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がな
- (1) 番互時のかののた日本 2000 ハーニー いとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の統行により生ずる著しい 損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(裏)

- 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
 納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

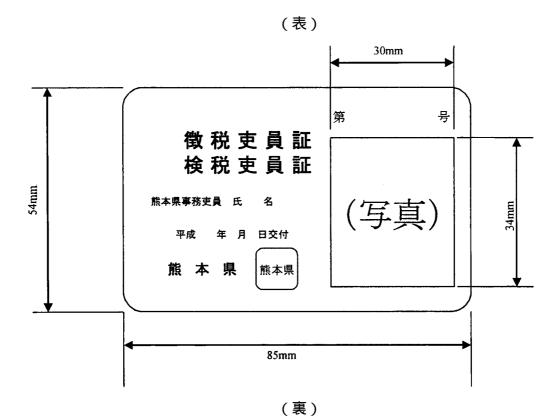
別記第4号様式を次のように改める。 別記第4号様式(第3条関係)

領収証書

		口座番	号	······································				מל		λ	者		
〒 住所													
氏名 名称													
登録:	番号						;						様
レイアウ トID	収支	システ	A		納税者番	号		税目		消	的人技番	(♠)	
								:					
調定年度		期	另	IJ		課	兇区分			申告	日/調	定日	
	本 税		百	億 十億	一億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
	延滯金										**		
不申	告加算会	金										•	
過少	申告加算	金											
1	加算金												
:	合 計												
	熊	金額を領4 年 月 本県 本県 銭本県	· 地域							£n.			
	云訂椰	(四) 具以	(貝)							印			

◎御注意:この領収証書は大切に保存してください。

別記第8号様式を次のように改める。 別記第8号様式(第5条関係)



- 1 この証票は、地方税法の規定に基づいて次の職務を行う者であることを証明するものであり、その職務を行うときは必ず携帯し、関係人の請求があったときは、呈示しなければならない。
- (1) 県税その他の徴収金の賦課徴収に関する調査のための質問及び検査
- (2) 県税その他の徴収金の滞納処分のための質問、検査及び捜索並びに財産の差押
- (3) 県税に関する犯則事件の調査のための質問、検査、 領置、臨検、捜索及び差押
- 2 この証票は、他人に賃与し、又は譲渡してはならない。

別記第 13 号様式を次のように改める。 別記第 13 号様式 (第7条関係)

法人県民税・法人事業税更正・決定通知書

 第
 号

 年
 月
 日

様

熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長

印

地方税法第55条第 項又は同法第72条 第 項の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。

	万积	法第	5 5 \$	条第	項又	は同	法第7	2条	: \$	第項	夏の規定に	こより	次のと	とお	り更」	E٠	决定	し	まし	たの	つでi	重知	しま	きす。	
納	税	者者	番 号								結事業 算期間		年	月		日カ	٠5			:	年		月		まて
								Ý	去	人	県		民		稅							()	位	: 円)	1
区			分		4	今 回	の更	正 ·	决为	定額			既	Ü		定		*	Í		差	21:	過不	足:	± *1
				課	税费	準	額	税率	(%)	稅	額	課	税机	準	額		税		都	(Æ.	<i>J</i> 1		AL 1	76 10
								1							atomat .										
法	У	、稅	割		子		額					利			額										
				差	引法人	人税割	額	_				差	引法人	(税書	削額	_					_				
均		等	割	<u> </u>												_									
		計								L	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					Ш.									
										更正・	決定に。			- べ :			額								
						х —			生	<u> </u>	事		業		税			_	_		,	(単	位	円)	<u>'</u>
	区	4	}		税费		の更		(%)		額	368	既稅	70 医 344		定	税	*	植		差	ş۱ i	過不	足	党 名
	٠.	~mı			忧日	录 华	A E	松平	(%)	190	碘	課	忧傷	\$ 1P	积	-	100		祖						
所幹	年年		J下の金 超え					-								+					-				
信	円以	下の金	I					ļ								-					-				
所	-		超える金	4				ļ								-					-				
割割	-	7																			<u> </u>				
	<u> </u>		所法人の 全	#												-					<u> </u>				
		価						ļ																	
資収		<u>本</u>	割割	<u> </u>				┼—								-					├				
		事業						+	_							-					├				
	p ¬	尹木	17T 10R	- A	少日	由生		\	申告	<u> </u>	重		加拿	i A	針	بين	₩r	<i>Б</i> П	HH 23	更の	-				
加		算	金	~									7 M	7 .112		事			稅	を額	J				
指	完	納!	te roa	+	在	. 月		T :	- n #	ずド・沖	定により	納付っ	たべき	車当	E REST	7 K 11	n 彼 <	⇔σ)合[十類	\vdash				
70	~E	MY J	4) LY	+		- /1	н	L		- K	AL 10 6 7	Walin 3	,	7.7	. 70. 2	. 0 //	H 7F .	W. V.		11 104					
この更	ĒЕ	・決定	で基	产																					
注意	2	不つる期前の	税額(な期間 の別日 の11月	不足税額に 申告納付け がある場合 から1月を 30日を経済	に1,000 期限 (合は、す 経過すると	円未満年 年 番金 る日ま	の端数 月 の計算期 での期 おける2	がある 日) 間から 間につ 公定歩る	とき又 の翌日 ら除きま いては うに年4	は不足税制 日から納付 ます。)の 年7.3%(%の割合	より納付し 質の全額での の日ま応の 日数期間 と加算した とかればなり	,000円 期間(た 年14.69 うち平原 引合が年	未満でき とだし、 も (申を え12年1 7.3%	地方 与納付 月1日	税法算期限の 期限の 以後の	56条 翌日 期間	第3項 から につい	及で	が第72 納期 は、	2条の 限まで 当該其	44第3 この期 月間の	項の間を	規定は指	に 定 年	
教		て審査 なお この	請求を 、審査 処分の	すること) 請求書(2	ができる 2通)はタ 訴えは、	ます。 町事あ この	てにして 弘 分につ	て、当場	也域振り	興局(県税 青水に対す	から起算し 事務所) を る裁決の送	経由して	て提出し	してく	ださい	٠.									

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 13 号の 2 様式を次のように改める。 別記第 13 号の 2 様式 (第 7 条関係)

> 県 民 税 利 子 割 県 民 税 配 当 割更正・決定通知書 県民税株式等譲渡所得割

> > 第
> > 号
> >
> > 年
> > 月
> >
> > 日

特別徴収義務者

様

熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長

地方税法の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。

特別征	数収義務者	番号		納税者都	备号		実績年	月	年 月	申告書提出期限	!	年	月 E
		区			4)			課税標準額	(円)	税	額(F	円)
本													
税		今	回の更正	(決定) 名	 頁	1						
170		前	回まで	の確	定	Ą	2						
		差	引額	(① -	②)		3						
加	算	金	過少申告	加算金(円)	不申告加	算金(円	3)	重加算	金(円)	加算金	計(円)	4
申	告(更正・決)	定) 日		年 月	B								
指	定納其	月限		年 月	日制	内入(付))すべ	き合	計額 (3 + 4)			
更	正・決定の	根拠											
注意	なお、7 期限までの の前年の1	▽足税都 ○期間及 1月30日	びこの指定納期	告納期限の 限の翌日か おける公定	翌日から起算 をおける	、ら納入の日 『して1月を :年4%の割	までの期 経過する 合を加算	間のE り日まで した書	日数に応じて年 での期間につい 別合が年7.3%の	14.6%(この更正) ては、年7.3%(≧ の割合に満たない	該期間の	属する	各年
教示	熊 2 本 が、のを が、 1)	『事審分告こり請えた。 を は は は は は は は は は は は は は は は は は は	けして審査請求を 情求書(2通)は、 又消しの訴えは、 、て(熊本県知事 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	することがしますることがしまるで、いかないでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	でてつ表別すてというというというというというというというというというというというというというと	:す。 泊地域振興請 にのりいて、 こつはいい、 こう はがない はがない がない がない がない はがない はがない はがない	(県税事 に対 起 する) 提起 求に を 経 ない とき。	「務所) 裁決の ること 対する 	を経由して提り送達を受けたこができます。 る裁決を経た後 是起することが		して6か,	月以内に	、熊
,			の執行又は手続 さを経ないことに 				害を避け	「るため	の繁急の必要が	あるとき。			

(注)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 14 号様式を次のように改める。 別記第 14 号様式(第 7 条関係)

県たばこ税更正・決定通知書

第 年 月 日

納税義務者

様

熊本県熊本県税事務所長 印

地方税法の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

記

本数(本)	区 課税標準 課税免除 返還控除 差 引	本数 ② 本数 ③	旧)	写更正 3級品		E額、ž	内			訳		•				
数	課税標準 課税免除 返還控除	数量 ① 本数 ② 本数 ③	旧)			E額、				DV.						
数	課税標準 課税免除 返還控除	数量 ① 本数 ② 本数 ③)	3級品	以外					内付の確?				袋引着	———— 通不足	
数	課税免除 返還控除	本数 ② 本数 ③)			旧	3級品		旧3級品	以外	旧3	級品		Æ JIR	8-1-XC	
数	返還控除	本数 ③												本	数	(7
`													旧3	极品以外	•	
(本)	差引		'									·	1			
		D-2 -6	3)										旧3	級品		
1 404	税	額④)													
税額	課税免除	税額 (5)									•			税	額	(I
щ	返還控除	金額 ⑥)										9=0)-8		
(円)	差引	(4)-(5)-(6) (⊞3	設以外+	日3級) ⑦			(旧3級以外+IE	3 BK) (B)			1			
1 10	過少申名	加算金	(円)	0	不申告	加算金	(円)	12	重加算	金 (円) 🕻	付すべき	額			(P
											9	+00+00	+ 120			
申告書	提出期限				根拠											
申告書	提出日	1			法令											
	- F-2"	^	#	更正	頃、更	E額、社	央定額	等	既に糾	内付の確定	定した	額等		** 711		
	12.	Ħ	IB	3級品	以外		3級品	\neg	旧3級品	以外	旧3	級品	1	走引起	十足	
	課稅標準	数量①)										 	本	数	(;
***	課税免除	本数 ②	,					-					旧3	級品以外		
XX	返還控除	本数 ③	,										1			
(本)	差引	① - ②-	3							-			旧3	級品		
·	税	額 ④						_		-			-			
稅	課税免除	税額 ⑤	,			-	-						-	彩	額	(1
祖	返還控除	金額 ⑥	,										9)=(7			
(円)	差引	4 - 5 - 6	B) (H3	設以外+!	日3級) ⑦				旧3級以外+旧	13級) (8)			"			
100	過少申售	加算金	(円)	10	不申告	加算金	(円)	(2)	重加算	4 (g) #	付すべき	額			(F
L																
	提出期限				棉坬						Ľ	0.0	<u> </u>			
			<u> </u>		法令											
+	19 4	(m) 'B	Libreta A	t. ten 答:		T th	At to Mi	A (m) =	t= 40° A	/m)		-	÷L.		- /1
-	17%	(17) 165	1946	5/川丹 :	並 (口)	か中	古州异	2E (四/ 里	加昇並	(17)			ăT		(F
		l.														
	(円) (型) 事事事 本数 (本) 税額 (円) (型) 告告 本 のお	(円) (円) (円) (型) (Z) (Z	返還控除金額 ⑥ (円) 差 引 ④-⑤-(① 過少申告加算金申告審提出明限申告審提出日区分 課稅 無稅	返還控除金額 ⑥ (旧3、 (円) 差 引 ④-⑤-⑥ (旧3、 (円) 連少申告加算金 (円) 連少申告加算金 (円) 平日書提出 日 区 分 旧3 (本) 表 引 ①-②-③ 表 発 (本) 差 引 ①-②-③ 表 発 (乗税免除 和 (乗税 の) を 引 ①-②-⑤ (旧3、 (円) 連少申告加算金 (円) 連少申告加算金 (円) 連少申告加算金 (円) を 税 (円) 過少申告加算金 (円) を 表 代 (円) 過少申告加算金 (円)	返還控除金額 ⑥ (円) 差 引 ④-⑤-⑥ (旧3級以外+1 ① 過少申告加算金 (円) ① 申告審提出期限 中告審提出日 区 分 用更正に旧3級品 本数 返還控除本数 ② 返還控除本数 ② 返還控除本数 ③ (本) 差 引 ①-②-③ 税 課税免除税額 ⑤ 返還控除金額 ⑥ (円) 差 引 ④-⑤-⑥ (旧3級以外+1 ① 過少申告加算金 (円) ① 申告審提出期限 中告審提出用 本 税 (円) 過少申告加算金 (円) ② の不足税額反び加算金額については、申告納	返還控除金額 (8)	図園控除金額 (8) 差 引 (4-(5-(6) (H3 (M) M) H H H 3 (M) の (H)	返還控除金額 ⑥ 選引 ④-⑤-⑥ (旧3顧以外+旧3顧) ⑦ 1	返還控除金額 ⑥ (円) ② (田3験以外+旧3級) Φ (四) 過少申告加算金 (円) ① 不申告加算金 (円) ② (円) ③ (円) 過少申告加算金 (円) ① 不申告加算金 (円) ② (円) ② (円) ③ (円) 過少申告加算金 (円) ② (円) ③ (円) ③ (円) ③ (円) ③ (円) ④ (円) ⑤ (円) ⑤ (円) ⑤ (円) ⑤ (円) ⑥	返還控除金額 ⑥ (旧3級以外+旧3級) Φ (旧3級以外+旧3級) Φ (旧3級以外+旧3級) Φ (旧3級以外+旧3級) Φ (旧3級以外+旧3級) Φ (田3級以外+田3級) Φ (田3級以外+田3級) Φ (田3級品 田3級品 田3 級品 田3	返還控除金額 ⑤ 達 引 ⑥-⑤-⑥ (旧3級以外+旧3級) ⑦ (旧3級以外+旧3級) ⑦ (旧3級以外+旧3級) ⑤ (田3級以外+田3級) ⑥ (田3級以外+田3級) ⑥ (田3級以外+田3級) ⑥ (田3級品以外 田3級品 田3級品以外 田3級品 田3級品以外 田3級品以內 田	返還控除金額 ⑤ 注 引 ⑥-⑤-⑥ (旧3級以外+旧3級) ⑦ (旧3級以外+旧3級) ⑤ (田3級以外+旧3級) ⑥ (田3級以外+田3級) ⑥ (田3級以外+田3級) ⑥ (田3級以外 田3級品 田3級品以外 田3級品 田3級品以外 田3級品以外 田3級品 田3級品以外 田3級 田3級品以外 田3級品以內	返還控除金額 ⑥ (旧3酸以外+旧3級) Φ (旧3級以外+旧3級) Φ (旧3級以外+旧3級) Φ (田3級以外+田3級) Φ (田3級以外+田3級) Φ (田3級以外+田3級) Φ (田3級以外+田3級) Φ (田3級品以外+田3級) Φ (田3級以外+田3級) Φ (田3級以外+田3級以外+田3級) Φ (田3級以外+田3級以外+田3級) Φ (田3級以外+田3級) Φ (田3級以外+田3級以外+田3級) Φ (田3級以外+田3級以和 + (田3級以外+田3級) Φ (田3級以外+田3級以和 + (田3級以和 + (田3級以和 + (田3A以和 + (田3A以和 + (田3A以和 + (田3A以和 + (田3Aux)	返還控除金額 ⑥ (旧3級以外+旧3級) Φ (旧3級以外+旧3級) Φ (田3級以外+旧3級) Φ (田3級以外+田3級) Φ (田3級以外+田3級) Φ (田3級以外+田3級) Φ (田3級以外+田3級) Φ (田3級品以外 田3級品以外 田3級別以外 田3級別以內 田3級別以外 田3級別以內	図園 図 図 図 図 図 図 図 図 図	図数性除金額 (8)

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 14 号の 2 様式を次のように改める。 別記第 14 号の 2 様式(第 7 条関係)

ゴルフ場利用税 更正・決定通知書

第 号 年 月 日

特別徵収義務者

様

熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長

印

地方税法の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

指定納期限					٦										
	納	税者番号				運営形	態								
実績		ルフ場名称											-		
年 月		ルフ場所在地	也												
		期間		再	更正額等	、更正	額等、決定	2額等		既に納	入の確定	した額等	- I		
		上段: 更正等分 下段: 既確定分	区分		原準(人)	税率(円		[円]	課稅標準		税率(円)	税額(円)	1	差引過不	足
			一般											聚稅標準	U
			軽減											(①- ④)	
	本		一般	-			+		+					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	税		軽減						-					(2-5)	
	174		一般			-	-		+				- 経滅	(0 0)	
			軽減										榖	額⑦=((3)- 6
			一般	①					4		7		+-		(F
		計	軽減	2			3		(5)			6			
	加	⑧ 過少申告			⑨ 不	中告加賀	(円)	100	重加算金	(円)) M2	(付) すべき額	+		
	算金							ļ				7)+(8)+(9)+(10)			•
		書提出期限	I					1					<u> </u>		
		· 書提出日			根拠法	弁									
		期間		再	更正額等	、更正	額等、決定	E額等	Τ	既に納	入の確定	した額等	T		
		上段: 更正等分 下段: 既確定分	区分		原準(人)	税率(円		i (円)	課税標		税率(円)	税額(円)	-	差引過不	足
			一般			1	1						+-;	東税標準	()
			軽減				ŀ						-	(①- ④)	
	本		一般			-	1						一	(0 0)	
	税		軽減				ŀ						-	(2-5)	
	17T.		一般				+		+				軽減	(4 4)	
			軽減										榖	額⑦=(′3)- 6)
			一般	(I)			 		4				-		(P
		計	軽減	2			3		5			6			.,
	ba	⑧ 過少申告	 	L	(9) 本	中告加賀	1金 (円)	(0)	重加算金	(円) Sa 2	、(付) すべき額	_		U
	算	- A3211	1 /AI 9F W.			1 11/207		-	35/44 7F W.			7)+(8)+(9)+(10)			V
	金曲台	音書提出期限										· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		 	
	├	· 書提出日			根拠法	令									
9th 7 / (LL)	H	•	(111)	'EL /15 r	to At- too Mile	A (III)	T th A	- 	(111)		±7.40 △	(111)		21.	/m)
納入(付) すべき	L	本 税 —————	(円)	迴少	申告加算:	金 (円)	小甲 ₹	5加算金	(円)	里	加算金	(円)		· 計 	(円)
合計額															
	Г	この不足税額及び	「加算金額	(につい	ては、指定制	内期限まで	に別紙納入	(付) 書に。	じり納入(付)	してくだ	ean.				
注意	定	なお、不足税額に 納期限の翌日から	ついては 起算して	t、申告# 【1月を#	専期限の翌日 圧過する日ま	ii ii ii ii ii ii ii ii ii ii ii ii ii	.(付)の日ま については、	Eでの期間の 年7.3%(9日数に応じ。 当該期間のう	て年14.69 ち平成12	も (この更) 年1月1日以	E又は決定に係る指定 後の期間については、	当該期	間の属する各	年の前
/	の	11月30日を経過す で計算した延滞金	「る時にお	ける公グ	を歩合に年4	4%の割合	を加算した書	明合が、年7	.3% の割合	こ満たない	場合は、	当該公定歩合に年4%	の割合す	を加算した側台	r)) の
											an also also 1 /**				
	1	ることができまっ	す 。									4条の規定により熊オ	學知事	に対して審査	₩状を`
	2	なお、審査請定の組分の取										6か月以内に、熊本県	心独 你》	・1 て(能水県)	m nat Air
教示	–	告の代表者となり	ります。)	拠起する	5ことができ	きます。						Dが万以わた、RR本宗 とができませんが、か			
10 .4.		なわ、この元: に該当するとき! (1) 審査請求が	は、教決	を経ない	でも提起す	ることがて	きます。	に刈りる数	V. C. ME (C. INC. C.	·41) 4 6 Pd	xedy10°C	CN CEAUNIN 0	(v) (1) h	(a) & C(0)	. 9 46
		(1) 書覧網水が (2) 処分、処分 (3) その他裁決	の執行又	は手続の	り続行により	生ずる著	しい損害を進	けるため舞	急の必要があ	うるとき。					

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 14 号の 2 の 2 様式を次のように改める。 別記第 14 号の 2 の 2 様式 (その 1) (第 7 条関係)

ゴルフ場利用税更正・決定通知書

月白

特別徵収義務者

様

熊本県 地域振興局長 印 熊本県熊本県税事務所長

地方税法の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

指定納其	HI KEL	<u> </u>					į	2						
16 (C M)	1	<u> </u>	T		, ca	1 AM TO 64.	1							
実 績	-	内税者番号 			埋	営形態								
年 月	=	プルフ場名称	ļ											
	=	アルフ場所在地												
		税率適用期間	ET ()			E・決力	2額等		内入の(確定した額等	ž	差引過不足	税額	(円)
		下段:既確定分	区分	標準(人)	税率 (円)	税	質(円)	課税 標準(人)	税率 (円)	税額(円)		9=7	0-8	
	本	日~ 日日~ 日日	一般 軽減	別紙明細 のとおり		1		別紙明料のとおり		2				
	税	日~ 日	一般	別紙明細		3		別紙明紙		4 0	-	審提出期限	艮	
		日~日日	軽減	のとおり		ļ		のとおり			申告	書提出日		• •
		日~ 日	一般 軽減	別紙明細のとおり		5		別紙明細のとおり		6	_	根拠	医令	
		計				7								
	加算	過少申告加算	金 (F	円) 不申告	加算金	(円)	重加	算金 (円)	納力	入(付)すべき額				(円)
	金	100		0			02		<u> </u>	9+10+10+10				·/
	İ	税率適用期間	RΔ			E・決分	2額等			確定した額等	į	经引過不足	兇額	(円)
		下段:既確定分	区分	課税 標準(人)	税率(円)	税	質(円)	課税 標準(人)	税率 (円)	税額(円)		9=7	8 -(8)	
	本	日~ 日	一般 軽減	別紙明細 のとおり	-	1		別紙明細のとおり		2				
	税	日~ 日日	一般 軽減	別紙明細 のとおり	_	3		別紙明細のとおり		4		·書提出期內 ·書提出日	艮	
		日~ 日 日~ 日	一般 軽減	別紙明細のとおり	_	(5)		別紙明細のとおり	_	6		根拠	去令	
		計	12.00			7				8	\dashv			
	加算	過少申告加算	金 (P		加算金		重加	算金 (円)	1	(付) すべき額				(円)
	金	100		0			12		'	9+10+11)+12				
納入(作すべ	ŧ	本税		(円) 過少	申告加	算金	(円) 不	申告加算金	(円)	重加算金	(円)	合	計	(円)
合計 注 및	意	なお、不足税 及びこの指定納 間の属する各年 4%の割合を加	類につい 期限の の前年 り算した	いては、申告制 翌日から起算し の11月30日を創 割合))の割合	期限の3 、て1月を 過する時で計算し	図日から を経過する 寺における た延滞金	特人(付)の 6日までの期 6公定歩合に 額を加算して	日までの期間の 間については、 年4%の割合を こ納入(付)して	日数に応 年7.3% 加算した ください		12年1月11 合に満た	日以後の期間にない場合は、	こついて: 当該公定	は、当該! 2歩合に年
教力	示	在 在 在 な を を を を を を の の の に の の に の に の の に の に の に の に の に の に に の に に の に に に の に に に に に に に に に に に に に	を請 取の処決が合い。 では 取の処決が分 のでは、	できます。 (2通) は知事あ の者とは知事あ 者がない。 ないます。	てにしての処分にしている。 (人)	こ、当地域 ついてのが ることが を のでも がでも が しても が しても が でも が しても が して も が して も が こと が り に り に り に り し て し て し て し し し し し し し し し し し し し	振興局 (県 秋 「振興局 (県 秋 になる。 になることを まするが はいばするい はいばするい はいばするい はいばれば、 はいば、 は	事務所)を経由し する裁決の送達 求に対する裁決 できます。	して提出 を受けた を経た後	:日の翌日から起算して をでなければ提起するこ	て6か月以	内に、熊本県	を被告と	して(輪;

⁽注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第14号の2の2様式(その2)

使途に従い抹消すること。

この様式中不要の文字は、

世

課款標準(八) 税率(円) 税 額 (円) 課税原準(八) 税率(円) 税 額 (円) 日 ~ 日 既に納入の確定した額等 ⑥ 課稅標準(人) 税率(円) 税 額 (円) ш 指定納期限 町 ₩ Œ Ê ## ## @=(7-8) ### (0)=(1)-(8) 課稅標準 蘇稅標準 @ Ê 日 ~ 日 再更正·更正·決定額等 恭稅標準(八) 稅率(円) 稅 額 差 過不足 海 過 不足 ш Щ · 新疆 課標標準 税額 ® 私 既に納入の確定した額等 ④ 群発標準(人) | 税率(円) | 税 額 (円) ⊕ Ê 既に納入の確定した額等 ②+④+⑥ @+**(**+() 煨 丰 既に納入の確定した額等 所在地 闢 二 禁 税 数 ш **2** 盔 બ 纸 温 再更正·更正·決定額等 ③ 聚稅標準(人) 稅率(円) 稅 額 (円) 部 期間 定 群稅標準(人) 稅率(円) 稅 額 氷 囊 聚傷標準 稅 聚集標準 稅 ł 鈱 出 更 纸 **®** E **⊚** Ê 群標標準 税額 ① 税額の 聚稅標準(人) 稅率(円) 稅 額 (円) 蘇稅標準(人) 稅率(円) 稅 額 Щ 既に納入の確定した額等 再更正·更正·決定額等 ①+③+⑤ (D+((D+((D 军 锤 ш 再更正・更正・決定額等 軽 減 7 $\stackrel{\sim}{\sim}$ 栗 税 額 税 再更正・更正・決定額等 ① 数置 再更正·更正·決定額等 ① 縣稅(円) 稅 額(円) Ή 日 ~ 日 再更正·更正·決定額等 m 所在地 柊 3 ₩ ш Ш 群標標準 稅 搩傈標準 税額 特別徵収義務者 が用数 4利数 太 稅適区率用分 祝道区牢用分 ₩ ₩ 纸

別記第 14 号の 2 の 3 様式を次のように改める。 別記第 14 号の 2 の 3 様式 (第 7 条関係)

軽油引取税更正·決定通知書

号 月 日

特別徵収義務(納税)者

熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長

地方税法の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

									記									
納税者番号			指定	と納期 の	₹ P													
実績年月(日)									内			訳						
		再更正都	等、	更正都	等、	决定额	頁等		既に納入	(納付)の	確定	した額等	\$	差	引過不.	足額	等	
	本税	課稅標準止	t	(L)	税	額	(円)	課移	经標準量	(L)	税	額(円)	課税標準量	(L)	税	額	(円) ①
納入・納付	加算	過少申告力	印算会	全 (円)	不申	告加	算金	(円)	重加	算金	(円)	納入	(付)	すべき額		<u> </u>		(円)
	金	2			3				④			1	+2	+3)+4)				
		告書提出期		<u>-</u>			根拠											
	申	告書提出日			er Ade	<u> </u>	法令		DF 1 - 4 - 2	/6±/15 ==	-) .herr A-		T	6311B	C1 495 /	*	
		再更正都						-	既に納入		T				到過不	T		
	本税	課税標準!	t —	(L)	税	額	(円)	課利	花標準量	(L)	税	額(円) 	課税標準量	(L)	税	額	(円) ①
納入・納付	加算	過少申告力	加算会	全 (円)	不申	告加	算金	(円)	重加	算金	(円)	納入	(付)	すべき額				(円)
	金	2			3				4			1	+2	+3)+4)				
	Ħ	告書提出其	限				根拠											
	#	告審提出日					法令											
		再更正都	頁等、	更正都	[等、				既に納入	(納付)の	確定	した額等	\$	<u> </u>	经引過不	足額	*	
	本税	課稅標準量	L .	(L)	税	額	(円)	課和	克標準量	(L)	稅	額(円)	課稅標準量	(L)	税	額	(円) ①
納入・納付	加算	過少申告	刀算≤	金 (円)	不申	告加	算金	(円)	重加	算金	(円)	納入	(付))すべき額				(円)
i	金	2			3				4			1)+2+3+4		+3+4				
	<u>`</u>	告書提出其 告書提出 E					根拠											
	H			本	稅	(円)	過少	申告加	算金(円)	不申告	加算金	2 (円)	į	重加算金 (円)		3	ŀ	(円)
納入(付) すべき 合計額		納入																
□ al 1854		納付																
注 意	12	なお、不足 納期限まで 年1月1日以 合が年7.3% てください。	脱額に の期間 後の割	こついて 引及びこ 別間につ 合に満り	は、申 の指定 いては cない	告納! (納期! は、当記 場合は	関限の3 限の翌日 変期間の 、当該	型日から 日から の属す 公定を	ら納入(f 起算して る各年のf よ合に年45	付)の日記 1月を経過 前年の11月 後の割合さ	までの! 過する! 30日を を加算	期間の日 日までの を経過す した割合	数には 期間 ())) の ()	(付) してくだ。 むじて年14.6% については、年7 における公定歩く 朝合で計算した。	(この更) 7.3%(≝ 合に年4% 延滞金額	該期 の割 を加算	間ので 合を力 Lして	うち平成 □算した 納入(付)
教 示	2	本 県 な 2を なの(1) 審 外とこり (1) 審 免 (2)	対査 のしの(3)が分	で書 (2 解のでの教育) はありまる の県治いでの表面の場合での表面のでの表面のでの表面のでの表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の	水は え事しずりは よが新から	るあ ののは、これである。 ののは、注意がある。	とに、分表のる過じる。	き、 つとひとしりま当 てなにはも	。 地域振興局 の審査請 ります。) つい 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	は、 県税事 では は は に 対する。 は に は に は に に に に に に に に に に に に に	勝所)を る ま と 対 起 し 見 起 し 見 見 見 見 見 見 見 し れ し れ し れ し れ し れ し れ	を経由し、 の送達を を ままた る すること	て提出 ・受け: ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	内に、行政不服 引してください。 た日の翌日から。 後でなければ提 きます。 ほがあるとき。	起算して	6か月	以内に	こ、熊本

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第18号様式を次のように改める。 別記第18号様式(第10条、第22条関係)

徴収猶予 不動産取得税 通知書 減額

第 뮺 年 月 Н

様

熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長

あなたが取得された不動産に対する不動産取得税について、下記のとおり決定しましたので通知 します。

賦課決定等の種類:

納税者	省番 号	; :			通知	書番号:		取得区分:	30	果税期月	1:	á	納期限:	
		×		分			課	税標準額(円)			税		額	(円)
	前		決	定	額									
今	変		更		の	額								
回決定内	決	:		定		額								
定内	徴	Ţ	X	猶	予	額								
容	徴	収	. ¥	鱼 于	り期	限				変	更後納期	限		
根拠剂	法令	等								既為	納付額			

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法 第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

示

- きます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第24号様式を次のように改める。 別記第24号様式(第15条関係)

(表)

過誤納金還付,充当通知書

₹

 <u> 不明な点がありましたら、下記のところまでご連絡ください。 </u>

		還付金額の	お支払		7 4	年 月 Ⅰ	目	
年度	支払方法	送金No.	預金租	別・口座番号	1	熊本県	地域振興局長	
一般 会計	金融機関名]	熊本県	事務所長	印
置付額		用 = ①過	過誤納額 +	· ②還付加算金額	一 ③充当額	※ 教示事 裏	i項 面のとおり	
	税目					T		
過誤納	税区分							
誤	補助情報							
納	期別							
金額	納付した額	 						
額	納付すべき額							
の	過誤納額 ①							
明	還付加算金額②						·	
細	還付する理由							
	発生年月日					L		
						•		
1.	税目							
充	税区分					1		
充当額	所管	 						
	補助情報	 						
の	期別	 						
明	充当適状日	 						
細	充当額 ③				1			
1	充当後未納額			1	1			

(裏)

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求することができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができままた。

す。 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起するこ とができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することがで きます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

	1 1/1/2/1	0 1	1 / 1	10 🗀		/ J 1/E		7///		<u></u>								 . 3 / 1	N1 00 11
	민 학교 선	£ 25	白 坛	т 4 :	7 7 F	= 11 d .	 コ タ 芩	26	旦 #	-	· 4.	\ht /	ת ר	~	17:	ルル		 	
尼山	別記第 記第 2	,23 5 早	万体	えひり ひゅう	X U	、加克 [記 :	に 宏 笞 つん	20 早	万位	ズ ズ 4	といる	外院	クム)	ا ب۱	CX (X)) つ。		
נינו	pL /// /	.J 7	水八	XX	<i>ハ</i> カ.) pL 5	13 20	7	7次 工	-\	H11	例							

別記第27号様式(その1)を次のように改める。 別記第27号様式(第18条関係)

様

月日 熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長

督 促 状

納税者番号	調定年度	期別	課税区分	申告日/調定日
<u>*</u>			*	<u>l</u>
				
税目		本税(円)	ा स्टब्स	(円)
- 祝日		<u> ተመጠን</u>	<u></u>	1 ME (1)
税目		本税(円)	延滞	金(円)
課税地	 	0算金(円)	重加	算金(円)

あなたの県税が上記のとおり滞納になっていますから、下の記載事項を参照のうえ、納税通知書又は納付(納入)書によ り至急納付(納入)してください。

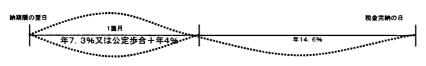
ご案内

1 滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日まで完納されないときは、国税徴収法の規定による滞納処分の例に より預金・給与その他の財産の差押の処分を受けることになります。

延滞金は、次のとおり、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過 する日までの期間にあっては、年7.3%(当該期間のうち、平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合))の割合を乗じて計算します。

ただし、計算方法が異なる場合もありますので、詳しいことは地域振興局(県税事務所)へおたずねください。



3 納付の場所

教示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求することができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。 この処分の取消しの訴えば、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起
- 算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができま

す。 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起するこ また。 本述となるに、この処分についずかかに話とせるよとが、 お決を経ないでも提起することが とができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することがで きます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 28 号様式 (その 3) を次のように改める。 別記第 28 号様式 (その 3)

自動車税納稅証明	書	(継続検査用)	
		証明書番号 第	号
自動車の登録番号		この証明書の有効期限	
車台番号(下 桁)		C -> 1 -> 1 -> 1 -> 1 -> 1 -> 1 -> 1 ->	

上記登録番号の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

年 月 日

₽IJ

(注)登録番号を修正したものはすべて無効です。 登録番号に誤りがないかを確かめてください。 別記第 28 号様式 (その 4) を次のように改める。 別記第 28 号様式 (その 4)

自動車税 納税証明書 (維続検査用)

*下記の登録番号の自動車について、自動車税の滞納のないことを証明します。

自動車登録番号

重台番号(下 桁)

有効期限 年月日

額本県 印

承

別記第 29 号様式を次のように改める。 別記第 29 号様式(第 19 条の 4 関係)

人の県民税の賦課(異動)状況報告書 面 Щ 年度

熊本県稅条例第32条第1項(2項)の規定による個人県民稅の賦課(異動)状況を次のとお9報告します。

採

地域振興局長 事務所長

熊本 熊本県

							平 十	К п			田	Я	4000 7	反		¥W F	<u>₽</u>	E D	A AM	1						
			X K			県民税			市町村民税			兵 氏 現	1 1 1	10000000000000000000000000000000000000		県民税			市町村民税		合計			6		
ŀ			⊚⊕	_	华 医	李 周	抽	华民	梅ূ	ithe	特別	柳馬	特別	御河	韓国	告項	₩	华区	準	担	ပ		1			
	本年度調定となるよの	640212	- ® +⊕	\$\$ \$\$																		*) D -	- K			
	るものの で翌年度		0	Y																		(6.H	(3月			
	特別徵収に係る本年度課税分	歳 入となるもの		筑																		特定あん分率	確定地へ会			
			0	人員																			\ 			
	特別徴収に係るものの 前年度課税分で本年度	美入となるもの		税額								-										40		•		
ľ		±a	Θ	人員																		1000 E	* 4			
	ě	√α		£6.																		退職所得にかかる	4 200			
	翌年度歳)	にかかる	紫	人員																		兩	Y			
	、本年度課税分で3	退職所得に	· 一	税額													В				٧	所得	税额		į	
ı	#U		चं च	人員																				700万円以下 2%	700万円を超 えるもの 3%	-
	となるもの		⊲□	税額																				課税	内骨区	
	P	3 £	所得割のみ	課した人員																		00# ti-10	バンン たち分し	中量(3%)トニ゙イエンタートースタートースタートースタートートータートートートートートートートートート	係る報告には	税の計の人員
	医課税分	合職	ෂ	人員																		/d c/ P # 1	工林压给 化苯基	発行われ	0tok1	額)県民利
	(前年)	3¥	所得	税額																		£ ₹ 2	4.4.7.2.8.4.7.8.4.7.8.4.8.2.1.8.2.1.8.2.1.8.2.1.8.2.1.8.2.1.8.2.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3	%の両方の4	※1. 別表は、6月末、10月末現在のものに 提出の必要がたい。	(差引調定)
	内内部		氟	人員																		出名	7. 株式の日本があるものでは、それがあるものできません。	#2%23°	、6月末、 車がない	対し、
	類		均 等	税額																		(注)	の統長の強力にある。	F 量(3%)に 5ものを記載	※1. 別表は幕王の永	2. 小型

L + 0

盤

定

靐

纸

源田

3月末日末払込県民税額

別記第 29 号の 2 様式を次のように改める。 別記第 29 号の 2 様式 (第 19 条の 4 関係)

其

ш

Щ

年

齤

個人の県民税の滞納繰越分調定(異動)状況報告書 年度

쬾

熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長

(単位:人、円) 筑 ımı. ⟨□ Ш \prec 麓 年度 熊本県税条例第32条第2項の規定による個人の県民税の滞納繰越分を次のとおり報告します。 筑 \prec 年度 巤 鈱 \prec 繈 年度 宏 \prec 数 鈱 \prec 数 笫 \prec 盤 浆 \prec ш 市町村民税 市町村民税 A + B G + H 市町村民税 計 L+M 宏 筑 浆 纸 年3月末日 庚 市町村民税 + Ω 鈱 此 民 民 匨 初調定年 巸 歐 青 111111 嘭 抽 账 账 些 確定あん分率 確定あん分 率による 最終調定額 確定あん分 率による 増 減 額 年度当初 繰 越 額 自 4 月 至翌3月 増 減 額 後額 汌 減后

舞廳

別記第33号様式を次のように改める。 別記第33号様式(第23条関係)

ゴル	フ場利	用税に任	系るゴ	ルフ場	の等級決定	(変更)	通知書
_ /,	/ 2011	ハロルロー	110 -	/ / ///	~~ ~ ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	- (XX)	

第 号

年 月 日

特別徴収義務者

住 所

氏名又は名称

様

熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 印

熊本県税条例施行規則第23条第1項の規定により、ゴルフ場利用税に係るゴルフ 場の等級を下記のとおり決定(変更)します。

記

- 1 ゴルフ場名称
- 2 ゴルフ場所在地
- 3 等 級 級
- 4 税 率 1人1日につき 円
- 5 决定(変更)年月日 年 月 日

別記第 37 号様式を次のように改める。 別記第 37 号様式 (第 25 条関係)

			発信年月日 ※ 郵便官署消印	確認印	納税者番号	ゴルフ場番号
	欄は記入し	ないでください。				
受付印	特別	住所在地)				
年 月 日	徴収義	氏 名 (名 称)				印
熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長	務者	この申告に応答 する係及び氏名 並びに電話番号			(電話)

年 月実績分 ゴルフ場利用税納入申告書

熊本県税条例第77	7条第1項の規定により	申告します。	申告期限	年	月	日
	所在地					
ゴルフ場	名 称					
	運営形態					

-	期	間		等	級	税率適用区分	税率 ①	利用人員 ②	税額	Ø×0	軽減税率適用分 の人員内訳	
1	月 から 月 まで	月	月		級	一般	Ħ	f A	百万	子	65歳以上 70歳未満 の者	
			日			軽減	P		1	· 円	競技会 の 選 手	
					計 (a)				· · ·	早朝利用等		
2	·	月	日			一般	円		ı	· 円	65歳以上 70歳未満 の者	
		から 月 まで	日	級	級	軽減	円			円	競技会 の 選 手	
					計 (b)		٨		円	早朝利用等		
3	月 から 月	月	日		一般	円 ! :			ES L	65歳以上 70歳未満 の者		
		日	#	級	軽減	PI I	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	円 I	競技会 の 選 手		
		まで				計 (c)		λ		FI	早朝利用等	
		合		計		(a) + (b) + (c))		,	H		

	18歳未満		70歳以上		障害者		国体の選手		学生·生徒等		計	
非課税適用人員の内訳	千	٨	千	λ	千	7	Ŧ	Х	Ŧ	٨	Ŧ	

附即

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の次に 1 条を加える改正規定は平成 18 年 1 月 16 日から、別記第 8 号様式の改正規定は平成 18 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による 用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年1月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第86号

熊本県産業廃棄物税条例施行規則(平成17年熊本県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。 別記第1号様式(第4条関係)

						₩ £ds:	兴业县	므						•			
		ſ	Ĭ			※ 納:	倪杏田	7								T	
	21.	*														 	
مو	A CONTRACTOR OF THE SECOND	決															
- /	受付印:	裁	Ĺ	,				- 1								<u> </u>	
1	欠 10 印 ,			ŀ	フ	<u>u</u>	ガ 	ナ	·· ·· ······	<u>-</u>							••••
``\	Same and the second			#	住所	又は	所在	;	т	-							
					フ	ソ	Ħ	ナ									
	年	月	日	;		3 又(••••	••••	••••		••••	•••	••••	•••	戶
15 本 i	県 地類振	组局:	Ę.	者	相	当 部	課	名		************						••••••	
	県熊本県税事		作 :			担当	_	i		16							,
***************************************				<u> </u>	•••••	······································	***************************************	İ.			est .		-	·····	-	***************************************	2
負	熊本県産業廃	棄物科	总条例	第 1 C	条第	1項の	規定	によ	9. X	てのと	おり	申請	青しる	ます	9	•	
	フ リ	ガ	ナ							······························						***************************************	
					·			••••••	•••••								
	所 在		地		***************************************								***************************************				
둱	フ リ	ガ	ナ		·				••••••	•••••							
	<u> </u>		称														-
脩	名						*******	*****									•••••
Σ	種		類	安	定型	•	管理	里型	•	je.	断型	·	*************	***************************************	***************************************		
<u>₩</u>	種		漢頁	¥	定型		管3		•••••	Œ	断型	***************************************	••••••			••••••••	
近 分		測	類定	安 可	······································				•••••	Ú	断型 不可	J					
近 分	種		定		······································				•••••	· 日	***************************************	ग					
处分場	種 重 量 の 埋立処分開 別管理)産業	始年》	定月日物		······································	(小目2 月	•••••	•	***************************************	ij	年		月		Ħ
处 分 場 (処	種 重 量 の 埋立処分開	始年 / 廃棄: 年月	定月日物		······································	重 组 (社計の最	小目2 月)	•	ボロ	1	年		月		f
处 分 場 (処	種 重 量 の 埋立処分開 別管理)産業 分業の許可	始年,	足 月日 物日	ग	······································	重 组 (計の最	小目2 月)	E E	ボロ	บ	年				f
処 彡 及 備	種 重 量 の 埋立処分關 労養理)許可 び 許 可	始年 / 廃棄 月 番	定日的物目号	可	······································	重 组 (日子	月)	E E	不 :			ſŨ			目
处 分 塌 (種 重 量 の 埋立処分關 管理)許 変許可	始年 / 廃棄 月 番	足用的物目号	第	······································	重 组 年	日子	月	B	E E	ボロ	京	交	付月	年	月田	

- |(注) 1 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに申請書を提出してください。
 - 2 「最終処分場の種類」欄は、該当する項目に〇をつけてください。
 - 3 「重量の測定」欄は、該当する項目に〇をつけてください(「可」の場合は、重量計の最小目盤も記入してください。)。
 - 4 (特別管理)産業廃棄物処分業許可証の写しを添付してください。
 - 5 ※印の欄には、記入しないでください。

別記第3号様式を次のように改める。 別記第3号様式(第4条関係)

	·			•	*	舒	税者	番号			•	
	*				••••••							
355 At 117	決裁											
受付印一		•	届	住	所:	又は	所有	住 地				
			出	兵	名	又	は 4	各称				€D
年り	月	甘	者	担及	当 び i		3 課 者 .		(電話	5 -	_)
能本県 地域振具	· 局: · 所:	長 長	最終	所		存	:	地				
			处分場	名				称				

産業廃棄物税特別徵収義務者登録事項変更届出書

熊本県産業廃棄物税条例第10条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 綠 事 項	変	更	ŘŤ			変	更	往
						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
		*********	*************			************	*******************	
変 更 年 月 日			年	月	日			
変 更 理 由								

- 【(注) 1 (特別管理)産業廃棄物処分業の許可に関する変更がある場合には、許可証の写しを添付してく ださい。
 - 2 ※印の欄には、記入しないでください。

別記第4号様式を次のように改める。 別記第4号様式(第4条関係)

					*	紑	税	者番	号					•			
	*								······								
	決裁		******************************								entraturation debut descriptions of the contract of the contra	ACTOR THE CHICK SHE THAT THE THE THE THE		ud) rd) rd) vd) ud) dd) dd) dd) rd) rd) rd)		Particular de Abert Abert interestes	
受付印一				Œ	Pr s	र ध	?ñ	在	地								
			担	氏	名	又	は	名	称						***************************************	•••••	₽þ
年	月	Ħ	者	:	当 びま						·雷	話		_	_)
能本県 地域振興	具局 A 各所 A	長 長	最終処	所		荏	:		地								
			分場	名					称								
		産業	廃棄	物	说朱	步列	懰	収	義和	务消	滅届と	書出	:				
熊本県産業廃棄 特別徴収義務者の					第 7	項(の規	定	によ	у.	次のと	おり	届け	出る	ક <u>ક</u>	5に、	
	証を滅す	· 返納 			第 7	項(の規	!定	K &	9 .	次のと	おり	届け	出る	논 는 학	5 K.	

別記第5号様式を次のように改める。 別記第5号様式(第5条、第9条関係)

,		S .					************************************		
	受付印	` <u> </u>		※ 約税	者番号			•	
,	X 19 44	,	14.	所又は月	折在地				
			似 納 氏	名又は	名 称				卸
	年	月日	- ; ;	当 部 び担当者		((電話)
	、県 地域 、県熊本県税	振 興 局長 事務所長	様 最 所 終 処	在	地				
			分場名		称				
			産業廃勇	棄物税 糸	内 入 内 付	申告書			
	熊本県産業 す。	廃棄物税為	等 1 1 第 1	条第1項 4 条 3	(第2項 第 1 項) の規定 <i>l</i>	こより、次	のとおりり	事告し
申	告 区	5 分	納入日	申告・・	約十	寸申告			
実	績	月	:	年	月分から		年	月分まで	
特別	徴収に係る産	業廃棄物の	搬入重量			0	f		F 2
申告	納付に係る産	(業廃棄物の	搬入重量			Q			
この	申告により納	入すべき産	業廃棄物税額	(① × 1,00	0円/トン)		百万	f	円
この	申告により納	付すべき産	業廃棄物税額	(②×1,00	0円/トン)				
Ħ	告 期	月 限			年	月	Ħ		
備		考							
	2 附表1 (2))を添	課税標準に 付してくだ		(その1))		•	票準に関する	5 明細書(そ	· თ

別記第6号様式を次のように改める。 別記第6号様式(第7条関係)

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		Χ.						*****	*******	*****						
/	,, ,			·						*	納税	者番	号		•		990.502+1020 5 2+ 0 72 +0 2+ 10 0002+62+
	受 付	1 印	مومر	*			#	Œ	所	X	は月	有在	地				
							諳	戌	名	又	は	名	称				F
		4	ī	月		Ħ	者	担			部 当 者		名 名	(電話	_		_
L 本	. 県 . 県 熊 オ	地址	或 扔 说 马	· 典 多務	局 長 所 長	· 様	終	所			荏		地				
							処分場	名		***************************************	•	************	称				
							産美	美廃	棄	物和	脱鴒	奴奴	猶予	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
<u>.</u>	熊本県	上産第	 美廃	棄‡	物税:	条例	第1	2条	:第	1項	¶ø,	見定	こよ	り、次のとおり	り申請しま	す。	
***************************************	熊本県	上産 第		(棄‡		条例月	第 1	2条	:第	1 項		見定:		り、次のとおり	り申請しま		月分まで
Ę	熊本県					月	第 1	2条	:第	1 項							月分まで
E 		(後) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	*	**************************************	税	月額	第 1	2条	第	1 項							P
·····································	入す	(後) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	*	**************************************	税	月額	第 1	2条	:第	1 項							F
写	入す	積 べ	申	き	税	類類類	第 1	2条	第	1 項	年		月	月分から			F
製 4	入す	積 べ	申	き	税	類類類	第 1	2条	:第	1 項	年		月	月分から			F
起	入す	積 べ	申	き	税	類類類	第 1	2条	:第	1項	年年		月月	月分から 日から 日まで			F F
実 納 4	入ず	積 べ	申	a a a a a a a a a a a a a a a a a a a	税	類類類	第 1	2条	第	1 項	年年年		月月月	月分から 日から 日まで 日から			
実 納 , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	入ず	(後) マップ・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	申申	a a a a a a a a a a a a a a a a a a a	税期	月類類類間	第 1	2条	:第	1 項	年年年		月月月	月分から 日から 日まで 日から			F

別記第8号様式を次のように改める。 別記第8号様式(第8条関係)

					•	
$1 - f = -\lambda$		※ 納稅者番号			•	***************************************
受付印 一						
	1	住所又は所在地	!			
***************************************	#				,	
	諳.	氏名又は名称	:			钟
	者				.,,,	
年 月 日		担当 部課名				
	j	及び担当者氏名		〈雷話	-	-)
熊本県 地域振興局長	_					
熊本県熊本県税事務所長	最	近 在 地				
	处 分			*		***************************************
		名 称	1			

-to 3114 -t	. 4 <u>2</u> 5 /25	是一种的一种		付	<u></u>	
産業廃棄物	「税徴」	仅不能額等 納	入義務	の免除	申請書	
		41 -> .	/ (4%) 4%	7 07 76 100		
熊本県産業廃棄物税条例	第13	条第1項の規定に	より、次	(のとおり)	申請します.	•
	,		·····			
実 績 月		年	月分かり	ь	年	月分まで
					*	
 - 還付又は納入義務の免除の) EII	還	ſſ	・ 納入事	恋の免除	
		~			. 12 -9 30 14	
納入すべき産業廃棄物税額			_			
117八9、こと未完米物代明			0			円
②のうち、既に納入した産業廃棄	物税額					円

◐のうち、受け取ることができな	くなった	と(失った)税額	Ø			
		***************************************				円
還付又は納入義務の免除を受けよ	うとする	5税額(②)				
**************************************		***************************************	L			円
還付又は納入義務の免除		別添理由書のとおり	ı			
を必要とする理由						
/##						
備考						
/注)1 「温圧せぬ体を参考する	Ré o Du	機はまれたかって		مديد و نيايون		
(注) 1 「還付又は納入義務の免 2 還付又は納入義務の免除						: ださ
k' a						
3 正当な理由により受け取り受け取ることができなく						単曲によ
4 ※印の欄には、記入しな			CAMIN U	- C \ 12 @ V'	o	ļ
- WILL AND HELL AND TO LO						

別記第 10 号様式を次のように改める。 別記第 10 号様式(第9条関係)

3 ※印の欄には、記入しないでください。

<i>:</i>	3		*	納稅者量	号			•	į	
一 愛付印	<i>`</i>	納	住所又	は所在	地			<u></u>	<u> </u>	
		税	氏名:	又 は 名	称					ęp
年	5 月 日	者	1	部課		(1	5.5	-	-	>
熊本県 地場	1隻:	最終処	所	荏	地					
		分場	名		称					
熊本県産業	(廃棄物税条例)	•••••••••••	4 条第 2 x				おり申告	・しまっ	т.	······································
熊本県産業	€廃棄物税条例: 	•••••••••••	4条第2章		により、		おり申告			
	Я	第 1	4条第2章	項の規定	により、					h :
実 績	月	第 1 4	4条第2章	項の規定	により、	. 次のと	年			h:
実 績 申告納付に係る点	月 全業廃棄物の搬入 (①×1,000円/ト	第14重量	4条第2章	項の規定	により、	. 次のと	年		₹ で	
実 績 申告納付に係る 産業廃棄物税額	月 全業廃棄物の搬入 (①×1,000円/ト ンた産業廃棄物税	第 1 4 重量	4条第2章	頃の規定 月分:	により、	、次のと ① ②	年		₹ で	

別記第11号様式を次のように改める。別記第11号様式(第10条関係)

産業廃棄物税更正・決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日
 日

樣

熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 ΕŅ

地方税法の規定により下記のとおり更正・決定したから通知します。この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入(付)書により納入(付)してください。

なお、不足税額については、申告納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じて年14.8%(この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については年7.8%(当該期間の属する各年の前年の11月80日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.8%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した連滞金額を加算して納入(付)してください。

指定納期限 納稅者番号 所在地 最終処分場 名称 実護期別 訳 [区分] 申告書提出期限 申告書提出日 再更正・更正・決定額 既に納入(付)の確定した額 差引過不足額 課税標準数量(トン) 税 額(円) 課税標準数量(トン) 税 額(円)の 課税標準数量(トン) 税 額(円) から 決定額の [根拠法令 過少申告加算金 甘 不申告加算金 納入(付)すべき額計 重加算金 0 + 2 申告書提出期限 申告書提出日 再更正・更正・決定額 既に納入(付)の確定した額 差引過不足額 課税標準数量(トン) 税 額(円) 課税標準数量(トン) 税 額(円) 課税標準数量(トン) 额(円)① æ まで 区分 率(%) 決定額の 根拠法令 過少申告加算金 不申告加算金 納入(付)すべき額計 金 0.0 + 0.0この処分について不暇があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県航事務所)を経由して提出してください。 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起すること 数示 ができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができ ます. (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の統行により生ずる幕しい損害を遭けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 12 号様式を次のように改める。 別記第 12 号様式(第 12 条関係)

年 月 日 者 担当部課名 及び担当者氏名 のび担当者氏名 のび担当者氏名 ので担当者氏名 を	1	, 	L:	. `\				※ 納税者番·	异	•	•
中 諸 氏名又は名称 者 担当部 課名 及び担当者氏名 (電話	- ;	一	付目	η ,				住所又许所存	filo	:	
年 月 日		``••,	• • • • •	آممر			#			·//	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
年月日 超当部課名 及び担当者氏名 「電話							請	氏名又は名	称		E
株 処 グラ				年	月	Ħ	者		名	電話 -	_
産業廃棄物税減免申請書 熊本県産業廃棄物税条例第15条第2項の規定により、次のとおり申請します。 綾 月 年 月分から 年 月分まで		熊本	県知事	\$	攁		絡	所在:	地		
熊本県産業廃棄物税条例第15条第2項の規定により、次のとおり申請します。							分	名 :	你	444	
接 月 年 月分から 年 月分まで ・ 免 前 の 税 額				•••••••••••			角	· E業廃棄物税減タ	色申請書		
接 月 年 月分から 年 月分まで ・ 免 前 の 税 額	•••••	4.64 [····					
(免 前 の 税 額 (免 申 請 税 額 「 減免を必要とする理由(該当する番号に○をし、1 又は 4 の場合は余白に理由を詳しく記入してください。 1 熊本県産業廃棄物税条例施行規則第11条第1号該当のため。 2 // 第11条第2号該当のため。 3 // 第11条第3号該当のため。		熊本	、県産	莱 滕	業物村	兄杀例	第 1	5条第2項の規定に	こより、次のと	とおり申請しる	ます。
・ 免 申 請 税 額 ※ 免 申 請 税 額 ※ 流免を必要とする理由 (該当する番号に〇をし、1 又は 4 の場合は余白に理由を詳しく記入してください。 1 熊本県産業廃棄物税条例施行規則第11条第1号該当のため。 2 // 第11条第2号該当のため。 3 // 第11条第3号該当のため。	*****					_		F		_	
・ 免 申 請 税 額 減免を必要とする理由(該当する番号に○をし、1 又は 4 の場合は余白に理由を詳しく記入してください 1 熊本県産業廃棄物税条例施行規則第11条第1号該当のため 2	Ē		ń	査		月			月分から	年	月分まで
減免を必要とする理由(該当する番号に〇をし、1 又は 4 の場合は余白に理由を詳しく記入してください 1 熊本県産業廃棄物税条例施行規則第1 1 条第 1 号該当のため 2		免			税				月分から	4	
1 熊本県産業廃棄物税条例施行規則第11条第1号該当のため 2	ŧ.		ÌÍ	Ø		類			月分から	4	F
2 # 第11条第2号該当のため 3 # 第11条第3号該当のため	•		ÌÍ	Ø		類		4	月分から	4	
3 第11条第3号該当のため	i	免	前申	の語	程由 (額額		号に○をし、1 又は 4 c	の場合は余白に		P
	i	免 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	前申	の語	現由 (額額額		号に〇をし、1 又は 4 で 規則第11条第1号該	の場合は余白に 当のため		F
	į.	免 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	前申	の語	理由 (額額		号に〇をし、1 又は 4 c 規則第11条第1号該 第11条第2号該	D場合は余白に 当のため 当のため		F
	i i	免 免を 1 2 3	前申	の語	税理由(廃棄物	額額額		号に〇をし、1 又は 4 c 規則第1 1 条第1 号該 第1 1 条第 2 号該 第1 1 条第 3 号該	の場合は余白に 当のため 当のため 当のため		P
		免 免を 1 2 3	前申	の語	税理由(廃棄物	額額額		号に〇をし、1 又は 4 c 規則第1 1 条第1 号該 第1 1 条第 2 号該 第1 1 条第 3 号該	の場合は余白に 当のため 当のため 当のため		P
	į.	免 免を 1 2 3	前申	の語	税理由(廃棄物	額額額		号に〇をし、1 又は 4 c 規則第1 1 条第1 号該 第1 1 条第 2 号該 第1 1 条第 3 号該	の場合は余白に 当のため 当のため 当のため		P
	į.	免 免を 1 2 3	前申	の語	税理由(廃棄物	額額額		号に〇をし、1 又は 4 c 規則第1 1 条第1 号該 第1 1 条第 2 号該 第1 1 条第 3 号該	の場合は余白に 当のため 当のため 当のため		P
	į.	免 免を 1 2 3	前申	の語	税理由(廃棄物	額額額		号に〇をし、1 又は 4 c 規則第1 1 条第1 号該 第1 1 条第 2 号該 第1 1 条第 3 号該	の場合は余白に 当のため 当のため 当のため		P
	į.	免 免を 1 2 3	前申	の語	税理由(廃棄物	額額額		号に〇をし、1 又は 4 c 規則第1 1 条第1 号該 第1 1 条第 2 号該 第1 1 条第 3 号該	の場合は余白に 当のため 当のため 当のため		P.

別記第 14 号様式を次のように改める。 別記第 14 号様式(第 13 条関係)

									*	 1	內稅	者重	号						_	•			
					*								i				I		<u>i</u> .			Ī	
	,																						
/	,•		```	,	決裁																		
	受(寸 目	Ţ	<u>}</u> –			L			リ	-	 f	ナ		<u>!</u>		i	-					
			,	,			_										••••	•••••	•••••	••••			
`	``	· ·	, , ,				属	Œ	所	又(it B	有在	地										
								ļ														•••••	
							出	7		リ 	,	f 		ļ									• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
ļ			年		月	日		1			は												€p
								(Æ	表:	者!	6 名)										.,.
熊本	県	地	越	E ii	以局 :	Ę.	者	扫	774	1	ar Ar		名							•••••••••			
į.	県態:					種		•			… 当 1€												
		***************************************					<u> </u>							<u> </u>	·	(す	ī.	***************************************			-)
	•••••••••			*********		産主	榮 廃	棄物	材	最	終	処 3	分場	設置	置届	出	書			**************			
ļ ,	熊本贝	県産:	業原	棄	物彩	条例	第1	6 条	第:	I項	の規	見定	によ	. ب	次《	のと	お	り届	け出	ま	ŧ.		
	フ		り		ガ	ナ		••••••••		••••••••								**************					
	所		7	往		地								•	•••••								•
最	フ		 リ		ħ	ナ					• • • • • •												
終	名					称																	
	_					L = A.			••••••	年			月			±		***********		••••••••			
	1				理解		ļ							····									
処					#		第			******			号										
分	種					米有	7	安定型	Ľ			管理	理型		ı	遮	断型	į					
場	重	量	(מ	測	定	ī	វ	(, <u>s</u>		の最	小目	≅)	•	不	可					
	垣	立処	分目	# \$£	年月	3 B				年		***********	月			3					***************************************	************	
備		•••••			ä	**************************************		•••••			***************************************	***********			***************************************	***************************************					•••••		

- (注)1 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに届出書を提出してください。
 - 2 「最終処分場の種類」欄は、該当する項目に○をつけてください。
 - 3 「重量の測定」欄は、該当する項目に〇をつけてください(「可」の場合は、重量計の最小目 盛も記入してください。)。
 - 4 産業廃棄物処理施設設置許可証の写しを添付してください。
 - 5 ※印の欄には、記入しないでください。

2 ※印の欄には、記入しないでください。

別記第 15 号様式を次のように改める。 別記第 15 号様式(第 13 条関係)

				Ж	納稅	者番	号						♦			
*				L	······································	Ī	<u>.</u>		T		Ī				Ī	
				- l			***************************************									
沙																
受付印 一		<u> </u>	1													
			住	听 又	は月	存在	地									
		届			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						***************************************				••••••••	*******************************
		出	氏	名]	えは	名	称									F
		者						····	***************************************							********
年 月	日		ŧ		部											
			及) 担	当者	i Ft	26			(電話	i					
搖本県 地域振興局	19 :	最	Pfi		在		地									
《本県熊本県税事務所	長 "	終処			سر											
		分	_													
		場	名				称									
	廃棄 ^{税条例}												主"			
産業 熊本県産業廃棄物和													ま゛	† .		
		第 1		§ 21								け出		す。 後		
熊本県産業廃棄物種		第 1	6 条第	§ 21	頁の封						り届	け出				
熊本県産業廃棄物種		第 1	6 条第	§ 21	頁の封						り届	け出				
熊本県産業廃棄物種		第 1	6 条第	§ 21	頁の封						り届	け出				
熊本県産業廃棄物種		第 1	6 条第	§ 21	頁の封						り届	け出				
熊本県産業廃棄物種		第 1	6 条第	§ 21	頁の封						り届	け出				
熊本県産業廃棄物種		第 1	6 条第	§ 21	頁の封						り届	け出				
熊本県産業廃棄物種		第 1	6 条第	§ 21	頁の封						り届	け出				
熊本県産業廃棄物種		第 1	6 条第	§ 21	頁の封						り届	け出				
熊本県産業廃棄物種		第 1	6 条第	§ 21	頁の封						り届	け出				
熊本県産業廃棄物和届出事項		第 1	6 条第	§ 21	育の封前	見定	ж	b ,	次の		り届	け出				
熊本県産業廃棄物種		第 1	6 条第	§ 21	頁の封	見定	ж	b ,			り届	け出				
熊本県産業廃棄物和届出事項		第 1	6 条第	§ 21	育の封前	見定	ж	b ,	次の		り届	け出				
熊本県産業廃棄物和届出事項		第 1	6 条第	§ 21	育の封前	見定	ж	b ,	次の		り届	け出				
熊本県産業廃棄物和届出事項		第 1	6 条第	§ 21	育の封前	見定	ж	b ,	次の		り届	け出				
熊本県産業廃棄物和福出事項		第 1	6 条第	§ 21	育の封前	見定	ж	b ,	次の		り届	け出				

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則に規定する 様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

令 訓

熊本県訓令第1号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 1 月 16 日

熊本県知事 子 谷

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県税事務取扱規程(昭和47年熊本県訓令第9号)の一部を次のように改正する。 第 17 条中「個人県民税の賦課状況報告書総括表」を「個人県民税調定決議書及び個人県 民税調定明細書」に改める。

第 32 条中 「法人県民税・事業税調定決議書兼明細書」を「法人県民税・事業税調定決議 書及び法人県民税・事業税調定明細書」に改める。

第 36 条中 「法人県民税・法人事業税更正決定決議書」を「法人県民税・法人事業税更 正・決定決議書」に、「法人県民税・法人事業税更正決定通知書」を「法人県民税・法人 事業税更正・決定通知書」に改める。 第42条の2中「調定一覧表」を「県民税利子割調定明細書」に改める。

第 42 条の 3 中「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正·決定決議書兼加算金決定決議書」を「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更 正・決定決議書」に、「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決 定通知書兼加算金決定通知書」を「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得 割更正・決定通知書」に改める。

第42条の3の2中「調定一覧表」を「県民税配当割調定明細書」に改める。

第 42 条の 3 の 3 中「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定 決議書兼加算金決定決議書」を「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割 更正・決定決議書」に、「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・ 決定通知書兼加算金決定通知書」を「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所 得割更正・決定通知書」に改める。

第42条の3の4中「調定一覧表」を「県民税株式等譲渡所得割調定明細書」に改める。 第 42 条の 3 の 5 中「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定 決議書兼加算金決定決議書」を「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割 更正・決定決議書」に、「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・ 決定通知書兼加算金決定通知書」を「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所 得割更正・決定通知書」に改める。

第 49 条中「不動産取得税決定決議書兼調定内訳表又は減額等入力一覧に」を「不動産取 得税調定決議書及び不動産取得税決定決議書兼調定明細書又は不動産取得税減額調定決議 書及び不動産取得税減額調定明細書に」に、「不動産取得税決定決議書兼調定内訳表又は減 額等入力一覧は」を「不動産取得税決定決議書兼調定明細書又は不動産取得税減額調定明 細書は」に改める。

第 50 条第1項中「本庁」を「局長等」に、「局長等に配付するものとする」を「不動産 取得税決定決議書兼調定明細書と照合のうえ、納税者に交付するものとする」に改め、同 条第2項を削る。

第 52 条中「不動産取得税減額伺」を「不動産取得税賦課決定決議書」に改める。

第 53 条中「不動産取得税更正・取消伺(別記第 31 号様式)」を「不動産取得税賦課決定 決議書(別記第30号様式)」に改める。

第 54 条第 1 項中「(別記第 33 号様式)」の次に「(次項において「決議書」という。) 及 び県たばこ税更正・決定明細書(別記第33号の2様式)(次項において「明細書」という。)」 「(規則別記第14号様式)」の次に「(次項において「通知書」という。)」を加え、同 条第2項中「電算処理によって作成される県たばこ税不申告加算金決定決議書(別記第34 号様式)」を「決議書及び明細書」に、「電算処理によって作成される県たばこ税不申告加 算金決定通知書(規則別記第 14 号の 2 の 4 様式)」を「通知書」に改め、同条を第 54 条の 2 とし、第 53 条の次に次の 1 条を加える。

(調定の手続)

第54条 県たばこ税の調定は、電算処理によって作成される県たばこ税調定決議書及び 県たばこ税調定明細書に申告書、県たばこ税更正・決定決議書(別記第33号様式)及び 県たばこ税更正・決定明細書(別記第33号の2様式)を添付して行うものとする。

第58条中「ゴルフ場利用税調定決議書」の次に「及びゴルフ場利用税調定明細書」を加 え、「及びゴルフ場利用税更正・決定決議書兼加算金決定決議書(別記第36号様式)」を「、 ゴルフ場利用税更正・決定決議書(別記第 36 号様式又は別記第 36 号の 3 様式)及びゴル

- フ場利用税更正・決定明細書(別記第36号の2様式又は別記第36号の4様式)」に改める。 第60条を次のように改める。
 - (更正及び決定の手続)
- 第60条 条例第68条第1項第1号に規定するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の更正又は決定は、電算処理によって作成されるゴルフ場利用税更正・決定決議書(別記第36号様式)(次項において「決議書その1」という。)及びゴルフ場利用税更正・決定明細算(別記第36号の2様式)(次項において「明細書その1」という。)により行い、電算処理によって作成されるゴルフ場利用税更正・決定通知書(規則別記第14号の2様式)(次項において「通知書その1」という。)により特別徴収義務者に通知し、同項第2号に規定するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の更正又は決定は、電算処理によって作成されるゴルフ場利用税更正・決定決議書(別記第36号の3様式)(次項において「決議書その2」という。)及びゴルフ場利用税更正・決定明細書(別記第36号の4様式)(次項において「明細書その2」という。)により行い、電算処理によって作成されるゴルフ場利用税更正・決定通知書(規則別記第14号の2の2様式(その1))(次項において「通知書その2」という。)及びゴルフ場利用税更正・決定明細書(通知用)(規則別記第14号の2の2様式(その2))(次項において「明細書(通知用)」という。)により特別徴収義務者に通知するものとする。
- 2 条例第 68 条第 1 項第 1 号に規定するゴルフ場に係る申告書が提出期限後に提出された場合における不申告加算金の決定は、決議書その 1 及び明細書その 1 により行い、通知書その 1 により特別徴収義務者に通知し、同項第 2 号に規定するゴルフ場に係る申告書が提出期限後に提出された場合における不申告加算金の決定は、決議書その 2 及び明細書の 2 により行い、通知書その 2 及び明細書(通知用)により特別徴収義務者に通知するものとする。
- 第89条第2項中「電算処理によって作成される」を削り、「行ない」を「行い」に改める。
- 第 100 条中「軽油引取税調定決議書」の次に「及び軽油引取税調定明細書」を加え、「及び」を「、」に改め、「(別記第 81 号様式)」の次に「及び軽油引取税更正・決定明細書(別記第 81 号の 2 様式)」を加える。
 - 第105条中「((再))と朱書し」を「(再交付)と記載し」に改める。
 - 第107条中「欄外」を「裏面」に、「朱書し」を「記載し」に改める。
- 第119条第1項中「(以下この条において「決議書」という。)」の次に「及び軽油引取税更正・決定明細書(別記第81号の2様式)(以下この条において「明細書」という。)」を加え、同条第2項及び第3項中「決議書」の次に「及び明細書」を加える。
- 第 121 条の 5 中「産業廃棄物税更正・決定決議書兼加算金決定決議書」を「電算処理によって作成される産業廃棄物税更正・決定決議書」に改める。
- 第121条の6中「産業廃棄物税更正・決定決議書兼加算金決定決議書」を「電算処理によって作成される産業廃棄物税更正・決定決議書」に、「産業廃棄物税更正・決定通知書兼加算金決定通知書」を「電算処理によって作成される産業廃棄物税更正・決定通知書」に改める。
- 第 138 条第 1 項第 2 号中「還付通知書(規則別記第 24 号様式)」を「過誤納金還付・充 当通知書(規則別記第 24 号様式)(次項において「通知書」という。)」に改め、同条第 2 項中「過誤納金充当通知書(規則別記第 26 号様式)」を「通知書」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。 別記第7号様式(第19条関係)

所得税の所得等調査書・個人事業税入力票

氏名 事務所 事業年	調定年	度	課税区分	課長	係長
納稅者番号	: 3		育 白	点検者	記入者
国税番号	<u> </u>	桃			チェック i 記 点
① 所得金額				 	入検(単位:円) 者者
·営業等所得 ···A		A	<u> </u>	<u> </u>	
うち対象外所得 ・・・B	!	В		<u> </u>	
・不動産所得 ・・・C		С		- 	
うち対象外所得・・・D →損益通算特例前の所得の有・無		D			
●合計所得金額 (A-B+C-D)		1	(A-B+C-D)		
②所得税の事業専従者給与額・控除額			<u> </u>	<u> </u>	
→43専従者給与(控除)額の合計額		2			
③技術等海外取引に係る所得の特別控除				· · · · ·	
→○住民税·事業税に関する事項 		3			
(A) 青色申告特別控除額→44青色申告特別控除額・・・A		A			
		В			
●青色申告特別控除額 (A-B)		(4)(A-B)		
⑤非課稅コード・非課稅所得金額(別途算出)		⑤ ⑤	, []	<u> </u>	
⑥事業専従者給与に係る必要経費算入額(人員・額)		Ü		<u> </u>	
→43専従者給与(控除額)の合計額	^	•			
※非課税所得があるときは、別途算出 損失の繰越控除等 一級矢の繰越控除登理簿で確認された繰越額を配入					
⑦損失の繰越控除		Ø			
⑧被災事業用資産の損失の繰越控除		8			
⑨事業用資産の譲渡損失の控除		9			
⑩事業用資産の譲渡損失の繰越控除		10			
①事業主控除(事業月数・控除額)					
月日開・廃	Я	1			
2,900,000円×月数/12月 ①減免コード・減免額		æ.	<u> </u>		
			: :	<u> </u>	
③分割基準(分割区分・本県従業員数・従業員総数) (利税率の異なる業種がある場合は 主業種		数		<u>:</u>	
(4)税率の異なる業種がある場合は 主業種 その所得金額 従業種1	: :	®]			
從業種2		1			
(6) 白色配偶者	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	
・白色申告者で配偶者の事業専従者がいる場合は1を記入		(B)			
●課税標準額(①+②+③+④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩- ★⑫、⑭、⑭がある場合は別途算出	-11)		謀税標準額	······	<u>,</u> 000 円
	(3 4 5 %)		年税額		OO PI
	(1期分	}	OO 円	2期分	<u>,</u> 00 円)

別記第8号様式を次のように改める。 別記第8号様式(第19条関係)

				年度	所得	税のす	更正等	調	査書	•個人	事業	模税入	力,	Ę			
	氏	名		事務	i Při	事業年	3	定年	度	課税区	y	課長			係長		
	納税者番号	, [所得教		育白		点検者			記入者		
5	税番号							± 3	製種			l					
3	税処理年月	В	!			;		Ţ	正の請	求日	;	: :	i	;			チェック
_	听得金额										•	· 1	•	•	(単位:	[])	入 相 者 相
	業等所得 ら対象外所		· · R						A B	H	÷	+	$\dot{+}$	-		\vdash	
	動産所得		_						С		\pm			+	+	:	
2	ち対象外所	f得 ··	·-D						D								
-	→損益通算	特例前	の所得	の有・無					(A	_B+C	(D)						
-	合計所得金								1								
2 <u>m</u>	得税の事業	専従者	1 給与	填·控除額	i				2	ļ	-		:	:	1	\Box	
	術等海外即			の特別技	空除				3	Į	i_	<u>:</u>		-	-	\vdash	
	色申告特別							7	4	٢		, 	<u>.</u>	+		-	
	課税コード							┨.	\$			++	-	:	- ;	\vdash	
	東 尊従者約		集る必多	社費事	(人)語/	(・額)	<u> </u>	٨.	6	-	+	\vdots	- -			\vdash	
	失の繰越技		8 # A 4						Ø	-	+	+	÷	-		┼┤	
	災事業用資 業用資産の								® 9	}	-	\div	- 	-		\vdash	뿚
	来用黄座υ. 集用黄産σ								(g) (f)	ŀ	+	+	+			\vdash	
	業主控除(] _用	10	L	<u> </u>	:	<u>:</u>	;	:	<u>:</u>	
_	-		双:径	中間 /]#	_	<u>- </u>		+ +		; 	+	; 	
	・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		·本県	· 葉角数·	従業員	会数)	H ,	3	(1) ₩	+	\div		<u>;</u> 本 [:		\exists	
-	率の異なる					業種		•	数	il		+	<u>県</u>	:		\exists	
		その	所得金	額	従	業種1			1		-	1		:			
					従	業種2			1								
(1)白	色配偶者						•	•	(§)	L						П	
				修正	・更コ	E 前の	所得	修	ī.	更正	後の	収入	修	正・	更正後		所得
-	営業		1										Ϊ				
所	農 不動	業	3					├-					+-				
2厘	利子・		4.5	<u> </u>				\vdash					\pm				
得		与	6							-							
金	総合譲渡		8					+-					+				
額	合		9														
			<u> </u>	<u> </u>				\vdash					+				
	L		<u></u>	L				<u></u>					1				
•	修正後課	兑標準	額			-	•		<u> </u>	00円							
•	年税額	税率	(3 ·	4 · 5	%)	-		-	···	00 F							
•	前回課税	類				-				00円							
•	今回課税	類				_				00 F							

別記第9号様式を次のように改める。 別記第9号様式 (第26条関係)

個人事業稅更正(減免)通知書

年 月 日

様

熊本県 地域振興局長 印 熊本県熊本県税事務所長

個人事業税を次のとおり更正(減免)することとしましたので、通知します。

					所得分	納税	者番号		
	区		き者控除額の控除額		前		今	回	増 差
総	所	得	金	額					
事業	専	従者控除額 の控除額 主控除額							
そ 0	の他	び者控除都他の控除額							
事	業 .	主 控	除	額					
課	税	所 得	金	額					
704	年	Æ	兌	額					
税	内	_		期					
額		=		期					
領	訳	随		時					

・課税の根拠 地方税法第72条の50

教

示

・既に納付済みの方で更正又は減免によって過納となった方には、別途送金払戻し(その他の未納税額のある 方には充当のうえ別途充当通知)をいたします。

なお、未納の方は地域振興局(県税事務所)へ至急お納めください。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 16 号様式を次のように改める。 別記第 16 号様式 (第 36 条関係)

321				 	
۱^					
裁					
	L				

法人県民税・法人事業税更正・決定決議書

起 案 日 年 月 日 決 裁 日 年 月 日 通知(予定)日 年 月 日

地方税法第55条第 項又は同法第72条 第 項の規定により次のとおり更正・決定し、通知してよろしいか。

	型	力祝法第	おうり余き	书 垻	又は同	法第	72条		书)規定(こより	次の	とおり) 更止	・決定	El.	通知	して	よろ	しい	か。	
	納	税者	番号				事業年度	年度(E)・	連結 計算:	事業 期間		年)	1	日から	>	年	月	E]ま	で		
	法	人所	在地																				
	法	人	名																				
							法		λ.	県]	民	税								(単位	z : P	9)
	区		分				正・社					既		産	定		A	<u>د</u>	 _ 21	温	不足	7 124	#15
-				課税	標準	額	税率 (%	5)	税	類	2	果税	標準	額	Æ	Ŕ	額		2 71		1 A	_ 100	#14
	法	人移	老割	利子	割	額					乖	1 子	割	額	-								-
				差引法	人税割	額						差引法											
	均	等	割					1							-								
		計						1		**													_
							20) 更	E·	決定	によ	り新	内付	すべ	き県	民和	兑額						
							法	,	ν	事	1	業	税							_	(単位	<u>.</u> : P])
	区		分				正・社	央 定	額			既	ł	產	定	*	Į	4	6 PI		不力		
				課税	標準	額	税率 (%	6)	稅	額	茅	₹稅:	漂 準	額	₽	ŧ	額	ž	き ケl 	旭	かり	E 164	穥
所			以下の金額																				
	定佰	円以下の金	類												1								
得	託所		超える金額					_			ļ												
割	79		計								-												
			用法人の金額																				
		加価(ļ								-								
\vdash	資	本	割					-							ļ								
	収	入	割												-								
<u> </u>	合	計事業	稅額												144 4	L 40	Y00 44	_					
															承 炙	業	理後税	額					
-		区	分	対 応	事	業	税額	税率	(%)	加	算	金	額	罗	医納付			144	#		滅	額	-
b	,	過少	申告																				_
賃	I	(加重	対象分)																				
₹	Ž	不!	申告																				
		1	重														•						
	指	定納;	期限	年	月	日	この	更正。	・決定	により	納付す	トべき	事業移	え及び	加算金	の合	計額						
20	の更	更正・決定	足の基礎																				
\vdash																							
備																							
考																							
										TO BUILD IN COMMAND AND ADDRESS OF THE PARTY													į

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 17 号様式を次のように改める。 別記第 17 号様式 (第 37 条関係)

知事 様

 第
 号

 年
 月
 日

熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長

法人 ^{県民税} _{事業税} に係る課税標準額等の通知書

このことについて、次のとおり通知します。

	たる		名 務所在 地																	
事	業	连 倉	F 度			年年	月月		日日	からまで			と等 全額			は出資金額 立 金 額				円円
本県	申	告年	区 分 F 月 日 区 分				年	月	!	B		申告税	期限	区製延長理区	月数	県民税	月	事業	税	月
		理年法	人	県	民	税	年	月	l 	B	円	務署		里年)		する	年 対応所得:		B	
課税	法	所	年	——— 万	7円以 7円 超			,			円	加算金	加	算	金	徴収 しない	対応所得			円
標準	人	得割	年	7.	7円超						円	の処理状	加	算	告金	徴収 _{しない}	×1707/19	ш. ня		円
Ø	事業		計又 軽減 かんしん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんか	は 税率不 価	適用値						円円	淣	重	加算	金	する 徴収 しない	対応所得	金額		円
総額	税		資	本	書	PJ					円	事業	美税の	分割	基準					
相			収	入	割	Nj 	<u> </u>				円	分	割都	道府県	製	法	人 1	事 業	税	j
分	関係	系都	道府県	事	務	所	等	の	所	在	地	法	人!	県民	税	企業者数 一			5所数等 	
割基		総	数 		<u>_</u>	. 記	の	٤	お	ŋ										
準梅更	(油		仮装、ダ	L限設額	i 1811	公 多约	多の特	 :記古·	ベき	車項を調	記入)					納税者番号:				
JA S	\AE	<i>™</i> `	www.	i 1-3-12/LW	, 1111	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	., ~> 10	ML 7		er er						7.				

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 18 号様式を次のように改める。 別記第 18 号様式 (第 38 条関係)

第 号 年 月 日

市 町長 様 村

熊本県 地域振興局長 桕

熊本県熊本県税事務所長

法人税額等の更正又は決定に係る市町村民税の法人税額等の賦課資料通知書

地方税法第63条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

3 +-	人	Ø	主たる事務所又は事業所所在地	市类年中	税務′	官署の処理	課税標準となる	分割	基準	県納税者番号	備	-146-
伍		41	土にる手材が入は手来がが任地	尹 未 牛 皮	区分	処理年月日	課税標準となる 法人税額の総額	総数	本県分	宗 的优有银节	VHI .	~ —
									:			
							İ					
											-	
							-	-				
			-						<u> </u>			

⁽注)区分に「修正是認」とある場合は、税務官署の調査に基づいて法人税の修正申告が提出されたものです。

別記第 19 号様式を次のように改める。 別記第 19 号様式 (第 39 条関係)

> 第 号 年 月 日

知事 様

熊本県 地域振興局長 印 熊本県熊本県税事務所長

法人県民税・事業税に係る課税標準額等について (照会)

分割法人の法人県民税・事業税に係る課税標準額等について下記のとおり照会しますので、回答事項欄に 御記入のうえ、御返送ください。

法人名	資本金額又は 出資金額				円	
主たる事 務所等の	資本積立金				円	
所在地 熊本県内の	照会年月日 及び番号	年	月	日	第	号
事務所等の 所在地	納税者番号					

					興	3	会		事	項				
	f	Ŕ	本	隽	Į.	に	申	告	さ	n	た	内	容	
		事	業	4	₹.	度				年年		月月	日日	からまで
県	課	税	票準	と7	なる	法ノ	人税額	頂						円
民	4	1年4	基泊	隹	総		数							人
税	Ľ		1 25 -		熊	本	具分							人
		所	年				以下							円
		171	年		万	門	超							F
	課	得			万	円!	以下							1 1
事	税		年		万	円	超							円
3.	標準	割	合		計	•				_				円
			軽	减	脱率	(不)	適用							1 1
業	標割 合 準 軽減 の総 付加			加	価	値	割							円
	額		資		本		割							円
税			収		入		割							円
	分	æ	娄昌	粉	総		数							
	分従業員数			. 2 22	熊	本,	具分							
	基	事	客所多	李	総		数							
	準						具分							
l d	94	在	月日	1	確		定				年	月	且	
	н	資			修		Œ				年	月	日	

		<u> </u>	答		事	項	
1	熊本県あ	て通知済		年 第	月	日付号))
3 4		- - は、 、所在の有		月	日	解散	・除却
-	貴県	Ŀ理(調査 └ 設置・ 〕書送付す	廃止	回答す	る) 年	月	日
	移転先	府県への 住所(本社和	多転	年	月	日)
ð	その他 備 考						

_				티	答	事	項			
		ş	1 県	ロ	<u></u> 申 告			- 内	容	
			711		" "		れ た 年	- P3 月	<u>帝</u> 日	から
		事	業	年 度			年	月		かっまで
県	課	税机	悪準と	なる法	人税額	 				円
民			基準	総	数					一方
税	7	丁計.	本华	熊本	県分					人
			年	万円	以下					円
		所	年	万円	超					
	課	得		万円	以下					円
	於稅	Lit	年	万円	超					H
事	標	割	合	計		<u> </u>				
	準		_	*** 税率不	適用					円
業	の	М	付加							円
	総額		資			┼				
٠.	ᄪ	<u> </u>		本	割	ļ				円
稅			収	入	割	Į.				円
	分	谷	業員数	総	数	ļ				
	割		~~~	八八	県分	ļ				
	基準	事	务所数等	総	数					
	140			唯一	県分		年		<u> </u>	В
Ħ	告	年	月日	修	定 正	-	年		7 F	
			-			<u></u>	年	月	日如	
:	処步	里年	月日	なび処	理状況	-	申是,修	, ·		
	税	伤官	署処理	里年月	日		年	月	日処:	里
			理状泡	_			確定,修	正, 更正	E, 決定	
Ħ	3告	納	付期限			事業		·	民税	月
	ì	温力	申告		する・	.,,,	ししない	١		
bo			· H		所得の					円
算	7	不	申告		する・		しない		a .4	_ Amr
金					2条の469 する ・		の回し書 (しない		9 1	す・無
	1	重	加算		増差所			•		щ
仮	装	経理	に基		金額	1.3 42 40) HH			一
		空防			税額	 	-			再
外	国	去人	税等	道府県	民稅分					円
の	額(の招	除額		民稅分					円
				補正		7-71-7	具民税分			人
				従業者	総数	市町村	寸民税分			人

別記第 22 号の 2 様式を次のように改める。 別記第 22 号の 2 様式(第 42 条の 3、第 42 条の 3 の 3、第 42 条の 3 の 5 関係)

決裁					
			1		

県 民 税 利 子 割 県 民 税 配 当 割更正・決定決議書 県民税株式等譲渡所得割

 起 案
 日
 年 月

 決 裁
 日
 年 月

 通知(予定)日
 年 月

次のとおり課税標準額、税額を更正(決定)し、加算金を決定してよろしいか。 なお、御決裁のうえは、別紙(案)により通知してよろしいか併せて伺います。

特別		所有	在均	也																					
義形	有	名	ŧ	尓																					
特別領	收入義	務者	番	号			納	税者	番号	}			実	續年	三月			年 月	申告書技	是出期限			年	月	B
				区						分					•	謝	粮	票準額	(円)		税	額	(円)	
										-															
本																									
4																									
税				今 [] の	更正	: (決	定)	額				1											
			1	前	回ま	で	の	確	定	額				2											
			į	差	引	額	((D -	- 2)				3											
	区				分	過少	申告	加筝	金	(円)	į	加重	対象	分(円)		不	申告加	算金(円)	重	加算:	金(円	J)	
) Dan	対	象		税	額																				
算		率	(%)																				
	加	算	[金	額												-								
金	前	回ま	で(の合詞	十額												mages and 11 de	** ****							
	差		引		額								-												
	2	の	決	定	に.	より	納	付	す	ベ	ŧ	加	算	金	額	の	合	計							
申告(3	更正・決	定)	B		年	月	日																		\neg
指定	納	切り	艮		年	月	日		納	入	(付)) व	べき	き合	計額	Ę		(3)	+ 4)						
क्रा	・決分	z ທ																							
根	- 1/2 /4	拠																							
		т "																							\dashv
				求日 日)			年		月		B														
備				/																					
考																									
-																									

(注)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 記第 22	22 号の 3 様 :	様式を次 式(第 4	(の)。2 条		に関連の関連に関する。	女係)	る。						領収済印欄						
県歳入			照	:	貨物割額 款 引							٥						- UDE	
収入通知書			会干		款項目節細節		2.7	(数)	額			上記の金額を受け入れてください。	5 月 日		9長 的		2.会融機関	************************************	
	納入者		年 度	╽┟	譲渡割額	奏入卒□	j	筬	貨物割	111111		上記の金額を	4		熊本県出納長				
			消込枝番 (◆)		処理年月日		十万千百十円						領収済印欄						
県歳入							H					細節		細節					
		3774	税目		課稅区分		五十億					節		節				耧	
領収済通知書		10 収支										Ш		H		-	۳ ر از د		
領収		14771D			涵		- 1	ı	額			通		通		177 &cf1	攻撃の開機関		
		ш	納税者番号		₩ .			緻	(物割	1111111		颜		顏		今番な	上記の並留を収 <mark>が</mark> しました。 能本県指定金融機関	熊本県出納長	
	納入者	纸			調定年度	-		艦	复		ただし	譲渡割額	八科目	貨物割額	X入科E	7	出 第	熊本県	

別記第25号様式を次のように改める。 別記第25号様式(第46条関係) 整理番号 カード所管 課税期月 納税者番号 [不動産取得税入力表(承継)] C 1 代表者特分 番地 登記原因 権利 (議受人 住 1 名 者 所 番地 (カナ) 氏 義務者 住 名 所 登記受付 年 月 日 登起原因 年 月 日 A · B · C · D · E | 知事 | 3 · 5 目 建物の種類構造 地積又は床面積 (取得持分) 格 (円) A·B·C·D^(延) 2 $A \cdot L \cdot B$ E・F・1・2 G・H・I・J (佳) $C \cdot D \cdot E$ 建物の種類 A 居宅 B 店舗 C 事務所 D 倉庫 地番等 団地 失格 5条 造成費控除 F · I $K \cdot L \cdot M$ $A \cdot B \cdot C \cdot D^{(\underline{\mathfrak{W}})}$ 3 $A \cdot L \cdot B$ E 木造 F1鉄筋 F2鉄骨 E·F·1·2 G·H·I·J (住) $C \cdot D \cdot E$ 地番等 団地 | 失格 | 5条 | 造成費控除 F · I $K \cdot L \cdot M$ 4 $A \cdot B \cdot C \cdot D^{(\underline{\mathcal{U}})}$ $A \cdot L \cdot B$ E·F·1·2 G·H·I·J (佳) K 平屋 L 2 M 3 $C \cdot D \cdot E$ 団地 失格 5条 造成費控除 地番等 F • I $K \cdot L \cdot M$ 控 除 額 課税標準額3% 課税標準額4% 税 額 額 減 住部価格 5 6 7 (摘 要) 控除・減額事由(根拠法令等) コート 代半 申告書受付日 ☀ 控·減 控除·減額 1控除 2減額 8 1 . 2 9 1 . 2 10 1 . 2 1 . 2 12 1 . 2 1 . 2 電 話 番 号 郵便番号 共有者数 個法 組織 表示 14 口 座 課税地 方 書 譲受人)

角(

始取得・市町村評

不動產取得稅入力表

別記第 28 号様式を次のように改める。 別記第 28 号様式 (第 48 条関係)

	3.							黄柳 東本	建 及	難な	泰拉	故者	
						女女 沃名		を存み			類等		
	推 30年	用 用	3.4	-	-	常任	祖田 指籍	東塔					
						¥∉		2 00 € 0			_		
Column C	4			-		*							
	住所					大 名 本		製物製作	書店		教育	五枚 金数	
Second Control Seco						£8.7		35.4			H #		
1	香酸 田	123 ##	234			瀬花	光度 出版			# EE	医尿 療衣		·
	雅春					₩ Æ		載 cc 数 cc			E		
Second Second	ħ					*			•				, ,
No. No.						**************************************		**	機区	養本	张 整	长 報	
## 1						4.4 4.4		新 点			H #		,
# 2	⊕ #c œ	2 0 8	2 3 4	-	Ŀ	瀬佳	超過 報業			**	斯斯		,
	運車			22		**		# 8 8% 8%	\vdash				
1	*					*							, ,
1						# %		***	电 风	最次	素包	本 被 作 数	
10						+ \$ \$		**			##		7
		123 米	234			#K	整量 世居	K H		***	東京		
# 2 2 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						≯ ⊕		職 の					
1	*					tr.							
# 1						## 68		松 中	職区	医衛	新 發	我都在我	
1		- 10				t &		18.17 点数			增米		,
	建設 四	分 123 能	234	-	-	類任	中國				年		,
多	選挙					* -e		最次置の	E		Œ		
	*					*							

別記第 29 号様式を次のように改める。 別記第 29 号様式(第 48 の 2 条関係) 觸查審导 $\widehat{\boldsymbol{\Xi}}$ 棒分け る免税点 額(円) 朱榕 町 纸 厂教 # (环族 申告**書** 受付日 不動産価格決定内容書送付年月日 (FEB) 紫 క్క % min 額円 鮤 占 鬞 **大松** # 雅 整 (被者称)(少年) Ť 在部間幕 (王) 更正 Ħ 排 額事 課稅地 夲 (表者特分 (分 子) $\widehat{\mathbb{E}}$ 溪 囯 点価格 対路 再建築評点数 潜 13 13 15 16 ш 申告書 受付日 加) 下記のとおが評価したので価格及び系統を決定してよろし、ない 過末面積 (II) 額円) 蓋 不 公 烾 靈 鞀 u — <u>→</u> 常 壓 子 IJ → 元 納稅者番号 双翼 女 推 亜 Π — <u></u> 勵證 继 課税期月 □ - ½ ጟ 聚井 FIFE 取得 共有者 雷告 春 題式 摩瑟 厚海 7 8 Q 3 = 2 8 4 6 9

別記第 29 号の 2 様式を次のように改める。 別記第 29 号の 2 様式 (第 48 条の 2 関係)

鄰

3.0%

4.0%

木巻

ima.

				代表者特分 (分母)	
			力書		
				代表者特分 (分 子)	
					枕路
			番地	赤位置	
(原始敌导• 県平価)					
	格			組織区分	
不動産取得税入力表	整理番号				
E 取得	番号			個法区分	
不動產	納税者番号		師		
年 7	課税期				
	計 温	A 1	海汁	福 語 号	禁 器

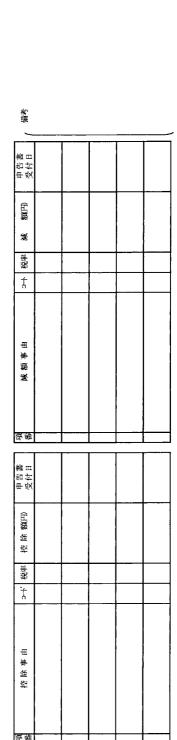
∺	ਸਨ ਜਹ੍ਹ					
歪	蹇					
- 1K	<u>KT</u>					
II.	数					
·	離			-	_	
3/	_					
7						
垚	3					
100	.7R.					
			\vdash		_	-
¥	À					
¥¥	5					
幸	Ę					
#	7				i	
洁	2					
看字界有	Ė	· ·				
	4	L		L	L	L_
₩ <u>1</u>						
田野路	Ê				l	
钿	·					
			L	<u> </u>	L	L_
m準価	Ê					
		L	 			├-
鈽	_					
角	Ē,		l			ŀ
						ŀ
년	酱					
**	<u>ر</u> = لا		 			\vdash
7, 1,						l
9	ř			1		l
· 新工业的 计多元	Ę					l
			 		l	
户	Ê	l				l
迎木面積 任約面積	_					l
挪		 -	<u> </u>			\vdash
臣	E)					l
淨	_				1	l
四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四	μ_	L				
题	뷡					-
н	- 3/	 		 	├	-
'.'	ਜ਼			 -	<u> </u>	
Ī	Ð		<u> </u>			L
Π –	- 2/_	<u> </u>		L		
14.	1 (0)					
荊	華					
			<u> </u>			ļ
Π-	- 1/2	L	ļ	<u> </u>	<u> </u>	
叠	翟					
		L	L	L		L
	- 24		[
잻	番	l				1
	σ	 	 	\vdash	\vdash	
# #	Þ					
		ļ	<u> </u>	ļ	<u> </u>	
四	紳	L	L		L	Ц.
		2		₩.	LC.	(0

備考					
_					
申告書 受付日					
額円					
漢					
2七 税率					
<u></u> ,†					
滅額事由					
要 通					
لتنن					
	21	13	14	15	16
1	12	13	14	15	91
1	71	13	14	15	91
控除額円 甲告書 受付日	71	13	14	521	91
類円 単告書 受付日	71	13	14	51	91
税率 控除額円 受付日	21	13	F1:	91	91
除事由 二十 税率 控除額円 甲告書		81	F1	91	9

別記第 29 号の 3 様式を次のように改める。 別記第 29 号の 3 様式 (第 51 条関係)

額(円)			
税			
額(円)			
果幼農準額(円)			
ind:			
税率	%	4%	軸
	뒾		
	課税地		
±d#r			
力書	作数		
	共者		
		1 .77	
		カナ 氏名	
番地	代表者特分(分母)		
	(\$)		
	读者特分 (分 子)		
į	(法 (G.		
	表示位置		
	鎌々		
	羅区		
生 所	医区分子	黄 石 名	特者
住所	個区分法	兼氏	共有者

家屋 調査 番号			
物件所在地			
住部価格 (円)			:
m (円)			
角 (五)			
活塞			
再建筑平点数			
延末面積 住的插構 (m)			
階層 地上:下			
屋根一			
11 上		 	
主体構造		 	
建物 二			
取得 中華	 	 	
取得日			
頃番			



不動産価格決定内容書

整理番号

別記第30号様式を次のように改める。 別記第30号様式(第52条、第53条関係)

決裁					
25%					İ

不動産取得税賦課決定決議書

次のとおり賦課決定してよろしいか伺います。

なお、御決裁のうえは、別紙(案)により施行してよろしいか併せて伺います。

起案日		年	J			_		裁日			F.	月		_		(通矢		n e c	年	月		1	文書	番号	<u>.</u>			
		Ť	住所			لت			1									<u> </u>							ŀ			
納税象	務	*	氏名	-																								
納税者	番号	}		-					課税	(予定	()期	月				Т	取得	区分	T.			Т	評価	区分				
通知書		_				•				告年						十		i 者数				\dagger						
		区		:	分		_					課	税模	票準	額(F	」 引)						調	定	額	(円)			_
前回決	定	(予:	定) 客	Į	1																		<u>-</u>					
今	変	更	の	額	(2)											-			1									
回決	決	5	定	額	(3)	= (1)+	2																				
決定内容	徴	J	X	猶	-	Ť	割	Ĭ																				
容	徴	収	猶	=	ř	期	Ŗ	艮												変更	後納	期	艮					
			減~	額	等	の	種	類				Ħ	₹	拠	法	令	等		課和	兑標準	き額の	の減	(円)	#	党額の)減	(円)	
 課				_																								
決定				\perp						\perp									+					-				
の				-															+									
内訳				+															+-									
				+							•	-												-				
							_		合			計											**********		•		*****	
							物		件	所		在		地					地	目又	は建	物戶	11途	地	積又	は延	末面和	責
賦																			+									
課決定																												
定の																												
対象																			-									
家																												
																						*						
																			<u> </u>					<u> </u>				_
備																												
考																												

	00 1 2 10 11 11 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11	XK 7	211	Δ	十以	1771	7, 00 tk
ĺ	四氢类 21 日长子之为のよ	こにみなっ					
l	別記第 31 号様式を次のよう 別記第 31 号様式 削除	りに改める。					
l	加尼第 31 与 像以 削除						
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							
l							

別記第 33 号様式を次のように改める。 別記第 33 号様式 (第 54 条、第 54 条の 2 関係)

決裁					
秋					
			 	·	

県たばこ税更正・決定決議書

 起 案 日
 年 月 日

 決 裁 日
 年 月 日

 通 知 日
 年 月 日

 指定納期限
 年 月 日

別添明細書のとおり課税標準、税額を(再)更正・決定し、加算金を決定してよろしいか。 なお、御決裁のうえは、次案のとおり通知してよろしいか併せて伺います。

	納税	者番号											
	Lub 12:5	義務者	住所	(所在地)									
	ארנזי <i>ע</i>	3 20/13	氏名	(名 称)									
							参	考					
		区	分	1	更正・更	Œ·	決定額等	既に納付の確	住定した額等		差引	過不足	
		<u></u>	<i>,,</i>	旧3	級品以外		旧3級品	旧3級品以外	旧3級品				
		課税標準	数量(D							本	数	(本)
	本数	課税免除	本数 (2)						旧	3級品	以外	
本		返還控除	本数 (3)									
税	(本)	差引(1)-2)-(3)						旧	3級品		
		税	額(4)									
	税額	課税免除	税額(5							税	額	(円)
		返還控除	金額(6						9=	- ⑦- 8		
	(円)	差引(4)- 5 -((IEI 3 ##)	以外+旧3級)	7		(旧3級以外+旧3級) ®					
		区 分	ķ	寸象税額 (円) 率	(%)	加算金額(円) 既納付確定額(円	差引過不足額	(円)	納付	すべきも	計額
) Ju	過少	申告加算金							100				
算金	(加重対象分						i i	0)	(9)+(10+11+1	Ø+(13)
372	不	申告加算金							12				(円)
	重	加算金						and the second s	13				
4	‡ 数			根拠法令									
G	莆 考												

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第33号様式の次に次の1様式を加える。 別記第33号の2様式(第54条、第54条の2関係)

県たばこ税更正・決定明細書

中等年 日	納	税者	番号	€ r#	7 494 abs 32	¥-¥.	住所	(所在地	<u>þ</u>)									
実績年月				1 ***	的税義的	7日	氏名	(名 彩	k)									
			区	分		再	更正額・	更正都	・決定	と額等		既に納付の研	定し	た額等		差引過	不足	
			ĸ.	77	Ì	旧3	級品以	外	旧3	級品	IB	3級品以外		旧3級品		ZE 7 1 AG		
			課税標	準数』	t O								****			本	数	(本)
	١.	本数	課税免	除本数	* ②										旧3級	品以外		
	本			除本類														
	稅	(本)	差	31 (D	-2-3										旧3級	品		
		194	税	1	(4)													
1		税額	課稅免	除稅額	A 5			ļ <u>-</u>								稅	額	(円)
				除金额											(9=7)- (3)		
			L			L	以外+旧31					限以外+旧3級) (3)		W-7118	 			
				分	対象	段税額	(円)	率(%)	加	算金額	(円)	既納付確定額	(H)	差引過不	足額(円) 			
	////	ĺ	申告加	i										0	,	粉竹	付すべ	き観
	算金		加重対											0				
			告加算	金										(D)		9+0	D + O +	120+03
		1	算金					. 441 DC2	L					(B)		_		(円)
		査 (200)					· 李提出		•	•	根拠 法令							ינדו)
	更」	E請:	* 11	•	•		· 書提出 更正額		6. ⊁t.⊂	· *6 5th	T 17	既に納付の確	★ 	た頼鉱	T			
			区	分			級品以			級品	18	3級品以外		旧3級品	-	差引過	不足	
			粗粉排	東準数 :	. 0	ше	双四以	.26	шо	WX III	"	O MX III IXX / I		IN O MXHH	-	本	数	(本)
		本		· 除本							+				旧3級			
	本	数	<u> </u>	空除本							+				-			
1	稅	(本)	差					_							旧3級	 RG		
	177		税		S 4						-							
-		税		を除税							+					税	額	(円)
		額		空除金											9=7-0	8		
		(円)	差	31 (-5-6	(旧3級	以外+旧3	級) ⑦			(iB3	級以外+旧3級) (8)						
		1	<u>X</u>	分	対象	象税額	(円)	率(%)) tro	算金額	(円)	既納付確定額	(円)	差引過不	足額(円)			
	l tra	過少	申告加	算金					1					0		納	付すべ	き額
	算	(加重対	象分										(D))			
	金	不申	告加算	金										12		@+(10+10+	12)+13)
İ		重加	算金							-				13			9.0	9 9
	調	査	日			申台	吉書提 出	期限			根拠							(円)
	更.	正請	求日			申名	与書提出	3日			法令				,			
			区	分		j	更正額					既に納付の研				差引進	不足	
1						旧日	級品以	外	旧3	級品	IB	3級品以外		旧3級品	-			
		本			1 ①	ļ					_				10.04	本	数	(本)
	 *	数	課祝9		数 ②	ļ							ļ .		旧3級	品以外		
	1				数 ③						 		ļ		10.00			
	税	(本)	+		2-3	ļ							ļ		∷旧3級	ΠÜ		
		税	税		額④	<u> </u>										194	#6	(円)
1	1	額	課代》		類 ⑤	ļ							ļ		9 =⑦-(税の	額	(1.1)
1		(m)			額⑥	/III 2 #8	以外+旧3	# \ @\			(10.2	級以外+旧3級) ②	L			9		
		+	4	分				率(%) te	算金額		既納付確定額		差引過不	足類(円)	_		
		28.7	区 中告加		ניג	象税額	(1)	4-13	, ,,,,,,,,	,开亚钡	(11)	のし ポリリンド 人に 別	(11)	2000年	~= 104 (1 J/	数 力	付すべ	き額
	加算	'	加重丸											0)	/ ^m 3	,,,,	C HPK
	金	-	おおり		-			 	-			-		100		1_		
		-	算金								-			13		9+	(D+(D +	12)+13)
	調		B		L	申4	告書提出	出期限	Γ		根拠					\vdash		(円)
			求日				告書提出			•	法令							
1						1												

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

平成18年1月16日	月曜	熊	本	県	公	報	号外	第 68 号	69
別記第 34 号様 別記第 34 号様式	式を次のよう 削除	に改め	ろる 。						

別記第36号様式を次のように改める。 別記第36号様式(第58条、第60条関係)

決裁				
双				
L				

ゴルフ場利用税更正・決定決議書

 起 案 日
 年 月 日

 決 裁 日
 年 月 日

 通 知 日
 年 月 日

 指定納期限
 年 月 日

別添明細書のとおり課税標準、税額を(再)更正・決定し、加算金を決定してよろしいか。 なお、御決裁のうえは、次案のとおり通知してよろしいか併せて伺います。

納	税	者番号																					
供如	1 20G it	汉義務者	1	(所	在地)																		
117 <i>1</i> 271	1154.4	人教切石	1	(名	称)																		
	,,	フ 場	所	在	#	t																	
	N	/ 195	名		₩.	F						•											
										参			-	考									*
		区分			1	再更	正・	更正	・決定	額等				既に	納入	の確定	定した	た額	等				\#
		<u> </u>		課税標	準 ((人)	税率	(円)	1	党 都	(円)	課稅	標準	(人)	税率	(円)		税	額	(円)	1	走り	過不足
																					課	兇標準	(D-3
			内訳											-									()
		一般		-																	税	*	(2-4)
			計	1					2			3				_	4			····			(円
本 税	稅		-						1			+					•				課	分極流	(⑤-⑦)
																					ur.		(人
		軽減	内訳																		税	都	(6 -8)
																		•••					(円
			計	(5)					6			7					8				Ī		
									9=2	+6							(10)=(4)+(8	3)		税	額 ()=(9-0
		合計	-		/	/																	(円
		区	分		対象	税額	(円)	1	K (%)	- [加算金額(PJ)	既納付	確定	額(円)	差	引過不	足額	(円)	納	入 ((付)	すべき
		過少申	告加算	金												12					合	計	額
加算	金	(tan								į.						13)	(D+Œ	+(3)+((4) + (5)
		不申告		È				<u> </u>								14							(円)
		重加算	金 ——													15							
件:	数			相	艮数	<u>.</u>																	
備:	考																			·			

別記第36号様式の次に次の3様式を加える。別記第36号の2様式(第58条、第60条関係)

ゴルフ場利用税更正・決定明細書

報

ਤ ,	ルフ場所在地	<u> </u>								
			THE REST OF SHEET SHEET	WF 407	Adv. 12 400 Adv.	DT 1 = 60	5 7 0 7th	<u> </u>		
	期間 上段:更正等分	区分	ļ		等、決定額等			定した額等	-	差引過不足
-	下段: 既確定分	45	課税標準(人)	税率(円)	税額(円)	群税標準(人)	税率(P	引) 税額(円)	-	地か何後
		一般								課税標準 (
_		軽減				<u> </u>	ļ		一般	(①-④)
本		一般							ļ	
稅		軽減							軽減	(2)-(5)
ŀ		一般								
L		軽減					<u> </u>		税	額 ⑦=(③-⑥
	*+	一般	0		3	4	/	6		•
	*1	軽減	2			(5)				
	区分		対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定	額(円)	差引過不足額(円)	納入(付)すべき
hn	過少申告加	車金						8		
算	(加重対象	分						9)	7+8+9+10+
金	不申告加算	âz						00		(
	重加算金						_	0		
調	查 日 .		申告書提出期限	E .	· kā thr					
更正			申告書提出日	 .	法令					
			再更正額等	 . 更正額	等、決定額等	既に糾	大の確	定した額等	T	
	上段:更正等分	区分			税額(円)	課税標準(人)	税率(F	引) 税額(円)	1	差引過不足
ł		40							 	課税標準 (
						1			-	(①- ④)
本		-				 	 		一般	:
24										(2)-(5)
7 70.							+	-	軽減	
									£5	類 ⑦=(③-⑥
ļ						0	+		774	## \(\psi \) \(\psi \)
	計		_		3		/	6		,
-	·	I	L	THE (N)	In Afr A ME /ITI	.1.	F (III)	**************************************	\ 	
-			対象祝賀(円)	4 (N)	加昇金額(円)		観(円)		,	納入(付)すべき
加								_		7+8+9+10+
									_ '	
_										(
	重加算金		,		, ,			w		
調	査 日 .	•	申告書提出期限	艮 .	11, 10					
更正	請求日 .		申告書提出日		. 法令				,	
	期間	区分	再更正額等	、更正額	等、決定額等	既に新	内入の確	定した額等		差引過不足
	下段: 既確定分		課税標準(人)	税率(円)	税額(円)	課税標準(人)	税率(引 税額(円)		
		一般								課税標準 (
		軽減							\$0	(①-④)
本		一般	2						, AS	
税		軽減							ary sea	(2-5)
Ì		一般							鞋砂	•
		軽減							税	類 ⑦=(③-⑥
		一般	(I)			4	·			
	計		1 _		3			6		
\dashv	成 4		1	发(%)	加管金額(四)		類(円)	差引過不足額(円) [
			~1 av. mr apt (1 1)	- (A)	лн уг. ш. тон (1 1 /					納入(付)すべき
加飯								1	_ , [7+8+9+40+
金										
ļ		202								,
der l			ph #1 apr 157 11, 110 1	ne i						
		•		収						
	税 加算金 胸更 本 稅 加算金 胸更 本 稅 加算金 胸更	大田	Richard Ri	(記域 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一		 ・ 経域	記載 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一	記載 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	報域	報域

別記第36号の3様式(第58条、第60条関係)

決裁				
	:			

 起 案 日
 年 月 日

 決 裁 日
 年 月 日

 通 知 日
 年 月 日

 指定納期限
 年 月 日

ゴルフ場利用税更正・決定決議書

別添明細書のとおり課税標準、税額を(再)更正・決定し、加算金を決定してよろしいか。 なお、御決裁のうえは、次案のとおり通知してよろしいか併せて伺います。

								記								
納稅	者番号															
特別徵	収養務		所	在地)												
19 20 194	104207		(名	称)												
		所	在	地												
ער ב	フキ	名		称												
		•						参		考						
		ホール	T		更正・	更正・	決定都	頁等	T .	既に	納入の確定	目した都	等		11.00	
	区分	利用数	課種	兑標準	(人) 税	▼ (円)	税	額(円)	課税根	(人)	税率 (円)	税	額(円)	一 差:	一道	不足
)			/					/			課稅標	準	(①-③)
		1 (3													(円)
		2	7			/] /					
	一般	3 (3] /			稅	 KE	(2 - 4)
		4	5			/					/			1		(円)
	İ .	5 -			/						/			_		(1.7)
		計	10		/_		2		3		/	4				<u> </u>
本 税			9			/			ļ		/			課税標	準	(⑤ -⑦)
		1 :	+			/			<u> </u>		/			-		(円)
	軽減	2	+		_				-		/			-		
	軽減	3 4	-		_	/			1		/	-		税	額	(6-8)
		5	-		\dashv /	/			1		/	-		-		(円)
		計	5		-/		6		7		/	8		-		
	\vdash		╫				9=0	2)+6)	╫			10=4)+(8)	税額	(D)=	(9-0)
		計											, 0	1	_	(円)
			_													
	×	分		対象税	類(円)	孝	(X)	加算金額	(円)	既納付確	定額(円)	差引過	不足額(円)	納入(付)	すべき
	ļ	申告加算										12		_	計	
加算金	()		\rightarrow									13))	1 0+02	+(3)	· 1 0+15
	1	告加算₹	ž			ļ						140				(円)
	重加	単金	\dashv								- (15				
件 数				根拠法令												
備考			1													

(注)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第36号の4様式(第58条、第60条関係)

既に納入の確定した額等 素税標準(人) (税率(円) 税 額 指定納期限 щ ₩ 兼税標準 (任) (人) 税 (例) (日) (日) (日) (日) 森税標準 一般 (人) 軽減 (人) Ê ## ## (9=(7-(8) 00+00+00+00+00 (付) すべき額 \$\frac{1}{2} + \$\frac 納入(付)すべき類 日 ~ 日 再更正・更正・決定額等 ⑤ 景紀標準(人) | 税率(円) | 税 額(円) 差 過不足 差 引 過不足 至人 群標標準 祝額 ® 根拠法令 課標標準 稅額 ® 根拠法令 田 日 ~ 日 ~ 日 日 ~ 日 所に納入の確定した繁等 ④ 既に納入の確定した繁等 ④ 悪に納入の確定した繁等 ④ 悪を標準(人) 熱来(円) 教 額(円) 艦 氷 所在地 既に納入の確定した額 既に納入の確定した額 æ 課標標準 稅 額 鲁 群傑傑準 柘 盆 中告套提出期限 申告書提出期限 中名套提出日 温 調 查 B 更正辭來日 **建** 格 日 英正難來日 ゴルフ場 滛 課 概 整 群 概 類 氷 差引過不足額(円) (D) (Q) (Q) (Q) 差引通不足順(円) (1) (1) (2) (2) 出 更 課標標準 税類 ② 既納付確定額(円) 日 ~ 日 ~ 日 日 ~ 日 所に納入の確定した額等 ② 再ごりで・ 投定額等 ② 既に納入の確定した額等 ② 無影響等 (A) 執承(円) 数 額(円) 数 額(円) 日 ~ 日 日 ~ 日 日 ~ 日 日 ~ 日 所に納入の確定した戦等 ② 職を機能 (入) (執案(円) 執 額(円) 課金機能 (人) (数率(円) 数 額(円) 筑 課標標準 税額 ① 既納付確定額() Щ 剩 群標標準 稅 類 率(%) 加算金額(円) 再更正·更正·決定額 ①+(率(%) 加算金額(円) 垂 ・決定額 軽 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。 7 課標標準 税 $\stackrel{>}{\sim}$ 再更正・更正 Ή
 課標標準

 稅
 額

 対象税額(円)
 所在地 对象税额(允 特別徵収義務者 過少申告加算金 (加重対象分 不申告加算金 重加算金 区 分 過少申告加算金 (加重対象分 不申告加算金 重加算金 料用数 **≯**用数 ilen I शंस्त्र ď□ 能適区第月分 * ᅒ 稅適区率用分 軽減 **⊞** ₩ 鈱 即算金 ₩ 鈱 加算金 実験分 夹膜分

別記第 68 号様式を次のように改める。 別記第 68 号様式 (第 88 条関係) 超離 核 争 所 在納稅者番号 谷 権 中 梅 黑 牊 敋 压冒 黖 住 郵便番号 出 他県面積2 | 共司権者数 表 猁 葅 纸 郑 鵬 冈 存続期間 全体面積 本県面積 他県面積 宪 種中 X 然 然形 鉱 業 権 登録年月日 导 梅 礟 苺

別記第81号様式を次のように改める。 別記第81号様式(第100条、第119条関係)

決裁				
2 3X,				

軽油引取税更正, 決定決議書

 起案日
 年月日

 決数日
 年月日

 通知日
 年月日

 指定納期限
 年月日

別添明細書のとおり課税標準量、税額を(再)更正・決定し、加算金を決定してよろしいか。 なお、御決裁のうえは、次案のとおり通知してよろしいか併せて伺います。

,	内税=	者番号										
特別	リ徴リ	収義務者	住所	f(所	在地)							
又	はん	納税者	氏名	(名	称)	:						
								参	考			
		区	()	•		再更正	・更正	・決定額等	既に納入(付)	の確定した額等		差引過不足稅額等
本	納	課税標準	量	(L))							
税	入	税	額	(円))						1	
100	納	課税標準	量	(L))							
	付	税	額	(円))						2	
		区 分		対象税	類(円)	率	(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円	差引過不足 額	(円)	納入(付)すべき
加	過少	>申告加算s	È							3	•	合 計 額
算金	(加重対象	7)							4)	1+2+3+4+5+6
	不申	告加算金								(5)		
	重加	算金								6		
件	数			根拠 去令								
備	考											

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

号外 第68号

別記第81号様式の次に次の1様式を加える。 別記第81号の2様式(第100条、第119条関係)

軽油引取税更正·决定明細書

対象年月(日)	納	税者番号	特別徴収	義務者	住所(所	在地)									
[区分]			または納	税者	氏名(名	称)									
		再更正都	[等、更正	額等、	央定額等	Ę	死に納)	人(付)の	確定し	た額等	差	引過不足	税額	i等	
	本税	課税標準	t (L)	税	額(円)	課税	栗準量	(L)	税	額(円)	課稅標準量	(L)	税	額	(円) ①
		<u>K</u>	分	対象税	2額(円)	率(%)	加算的	金額(円)	既納化	付確定額(円)	差引過不足	額(円)		納ス	.(付)
	tn:	過少申告	加算金								2				き額
納入・納付	算	(加重	対象分								3)			
	金	不申告加	算金							11.17.11.11.11	4		①+	2)+(3+4+5
		重加算金									(5)				(円)
	調	査 日		. 申	告書提出期	限 .		根拠							
		請求日 免除申請日	·	申	告書提出日	- † · ·		法令					İ		
	~~		真等、更正	額等、	决定額等	1	死に納)	入(付)の	確定し	た額等	差	引過不足	税額	等	
	本税	課税標準	k (L)	稅	額(円)	課税	原準量	(L)	税	額(円)	課税標準量	(L)	稅	額	(円) ①
	7/6			1								•			
	_	区	分	対象税	額(円)	率 (%)	加算。	金額(円)	既納	付確定額(円)	差引過不足	額(円)	Г	en z	(41)
		過少申告	加算金								2				、(付) さ 額
 納入・納付	加算	(加重	対象分								3)	l		
W17 W111	金	不申告加	算金								4		① +	② +(3+4+5
-		重加算金									(5)				(円)
	調	査 日		. 申	告書提出期	限 .		根拠			L		1		
		請求日 免除申請日		. 申	告 書提 出日	Π,		法令							
			[等、更]	E額等、:	决定額等	1, 1	死に納え	人(付)の	確定し	た額等	差	引過不足	税額	[等	
	本税	課税標準	k (L)	税	額(円)	課税	原準量	(L)	税	額(円)	課税標準量 (L)			額	(円) ①
		区	分	対象税	被(円)	率(%)	加算。	金額(円)	既納(付確定額(円)	差引過不足	額(円)		納え	、(付)
	加	過少申告加算金									②				き額
 納入・納付	算	過少申告加算金									③)				
	金	不申告加	算金								4		① +	2+(3+4+5
		重加算金	:								⑤				(円)
:	調	査 日		. 申	告書提出期	限		根拠	•						
		請求日 免除申請日		. 申	告書提出日	1		法令							
		再更正	[等、更]	E額等、	决定額等	1	既に納え	入(付)の	確定し	た額等	差	引過不足	税額	[等	
	本税	課税標準	t (L)	税	額(円)	課税	標準量	(L)	税	額(円)	課稅標準量	(L)	税	額	(円) ①
		区	分	· · · · ·	2額(円)	率(%)	to Wi	金額(円)	PUT Each o	付確定額(円)	差引過不足	類(四)	_		
		過少申告		<i>></i> 1 ap. 47	LER (17)	4 (4)	/AL 34	112 the (1 1)	BAL AR 3 I	T PREACTION (T)	2	BK (1 1)	l		、(付) さ 額
	加算		対象分								3)		9.	· C 10R
納入・納付	金	不申告加									4		①+	② +(3+4+5
1		重加算金	:								5				(円)
	調	査 日		. 申	告書提出期	限		根拠							
		請求日 免除申請日	1.	. 申	告書提出日]		法令					1		

別記第82号様式を次のように改める。 別記第82号様式(第101条関係)

	承	認	
軽油引取税徴収猶予の	一部	承認	通知書
	扣	下	

第 号 月

B

年

特別徴収義務者

様

熊本県 地域振興局長 印 熊本県熊本県税事務所長

日付けで申請があった軽油引取税の徴収猶予については、次のとおり承認・一部 年 月 承認・却下したので通知します。

		実績年月			法定	納期限		税	額	(円)
#	請	年 月			年	月	日			
		承 認	期	間				承記	忍額	(円)
承	認									
	D/C									2/2/2/2
								,		
却	下	一部承認又は却下する場合の理由						却一	下額	(円)
	'									
		1 この処分について不服があると 内に、行政不服審査法第4条の規								
		きます。 なお、審査請求書(2通)は知事な してください。	うてに	して、	当地	域振興	局(県税事務	修所)を	経由	して提出
	示	2 この処分の取消しの訴えは、こ た日の翌日から起算して6か月以P	りに、	熊本県						
17.	۸,	となります。)提起することができ なお、この処分の取消しの訴え 後でなければ提起することができ	は、、ません	この処 んが、	次の(1)から				
		ときは、裁決を経ないでも提起す (1) 審査請求があった日から3か (2) 処分、処分の執行又は手続の	月を紅	経過し	ても裁	決がな		けるた	め緊急	急の必要
		があるとき。 (3) その他裁決を経ないことに ⁻	っき正	当な理	見由がる	あると	き。			

別記第 85 号様式を次のように改める。 別記第 85 号様式(第 106 条関係)

整油引取税免税証交付簿

								使用者証番号	8号		業種				
下記のとおり免税証を受領しました。	受領日	年 月		7. AHC			毎田老	氏名又は名称	5称						
免稅証有効期間 年月 日~日~	併	В В		X Z Z			1 2 3	住所又は所在地	· 亦在地						
交付数量	Jyhr														
					交付	免税	光譜	内票					<	th	
販売業者の氏名又は名称		5	10	18	20	٦	1=	200	200	1000	2000	10000	[0	<u></u>	無
日本書名の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	枚数	枚数	枚数	枚数	枚数	枚数	枚数	枚数	枚数	枚数	枚数	枚数	枚数	数量	
阪元来者の14万人は万七元	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	(ツットル)	
		•													
						Ī		Ī							
											-				
								·							

別記第 107 号の 2 様式を次のように改める。 別記第 107 号の 2 様式(第 121 条の 4 関係)

				7	-			-	
	推啦								
	表 · · ·	•		1				,	
	装庫								
	立 処 分踏 年 月 日	別徴収義務 滅年月日							
	型脈	华 汇				 			
1443	漸	重量の流							
産業廃棄物税特別徴収義務者登録台帳	所在地	4 编 名							
別徵収義	最終処分場	最終処分							
7税条	744	744							
産業廃棄物	又は所在地	又なる神							
	住所	式 &							
	糯口	£π							
	闰	黨人							
	田 舟	潤外				:			
	談 海	中							
	78.27	HT.	1			 	<u></u>		

Ħ

別記第 107 号の 3 様式を次のように改める。 別記第 107 号の 3 様式(第 121 条の 5、第 121 条の 6 関係)

決裁						
I	<u>i.</u>	i		物税更正・		

起案日

年 月

別添明細書のとおり課税標準、税額を(再)更正(決定)し、加算金を決定してよろしいか。 なお、御決裁のうえは、次案のとおり通知してよろしいか、併せて伺います。

訳

	納税	首番号						<u> </u>	•					<u> </u>		**********************			
特品	川御町	权義 務 :	ģe.	住所:	又は	所在	E地	<u></u>				***************************************							
		内税			······································			†	***************************************					***************************************					·····
				氏名	又	は名	称						***************************************				***************************************		
					所在	 E地								***************************************					
最	絡り	姓 分 :	易	·····				ļ						***************************************	***************************************				
					名	称		ļ											·····
							•	.1		∳		考	***************************************						
		区	. 3	}			7	更正	・更正	・決策	額		焸韹	定額		差	引過不	足額	
*	納	課税標	準	技量	(ኑ	ン)				, .				, .				, .	
本税	入	4	額	(円)				, ,				, ,		0		, ,	
	納	課税標	************************	牧量	(ኑ	ン)				, .	••••			, .				, ,	
	៧	Å	額	(円)			······	, ,				, ,		Ø		, ,	
ħа	ļ	<u>. Z</u>	······				率	(%)		決定額	(円)	3		ái)すべきを	***************************************)	
	1	少申		····	算	金			ļ		,	,			Q	D+Ø+6	3		***************************************
算 金	不	申告			算	金					,	,						, ,	
	重	<i>7</i> 10		算		金			<u> </u>			3	<u>i</u>						
4	·数			根拠	□法;	令											***************************************		
頒	考																		

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 107 号の 3 様式の附表を次のように改める。 別記第 107 号の 3 様式の附表

					j	産業廃棄	物税更	正・決定	明細報					
		V												
納稅	者番号	<u> </u>				İ						***************************************		
	収義務者 納 税 者	ļ	又は所在地 又 は 名 称											
		K 4	XUAN											
最終	処分場	ļ	在 地											
		名	称											
	(枝月 区分]				***************************************			ላ	ir					
		#	告書提出期				申告書提					#31107		
		本	課稅標準製		更正・決定			に納入(付)の 整数量(トン)				差引退不数量(トン)		額(円)の
	から	税	試れた事 を		2) 17L	## (C)	## 176 17€ 5	F3X.E.(/ / /	171.	45(17)	●表 77、1元 二	X X (1' /)	476	48 (17)
ι.	まで]	ho	区 分過少申告加		室(%)		決定額(ð	根拠	去令	l		i	
		1	不申告加		***************************************	ļ		, ,	**	1 (41) #	べき額計			
		金	一个中 三 加 算 3			ļ		, ,	¥r3	0 + C		-	, ,	
			告書提出期	i		<u></u>	申告書提	, , KA :	L		······································			
		ļi			更正・決プ			こ納入(付)の	確定し	た額		差引過不	足額	
		本税	課稅標準要					数量(トン)		額(円)	課稅標準	数量(トン)	觥	額(円)の
-	から まで	176		,	-	, , ,		, -		, ,		ş -		, ,
[]	区 分加 過少申告加			率(%)		決定額(2	根拠	* 4				
				算金				, ,	IN De	- "				
		金	不申告加!	金				, ,	納	入(付)す	べき額計			
			重加算金	È	***************************************			, ,		O + ·	2		, ,	
		Ф	告書提出期				申告書提。							
		本	1		更正・決っ			こ納入(付)の	·····			差引過不		
	から	税	課稅標準製	(1)重5	・ン) 税	額(円)	課稅 標2	性数量(トン)	稅	額(円)	課税標準	数量(トン)	税	額(円)の
: ا	. ≵ で	<u> </u>	区分		室(%)	, , ,	決定額(10 M	, ,		, .		, ,
•	-)Ot	過少申告加	算金	***************************************	·		, ,	根拠	太节				
		算金	不申告加!		***************************************	<u> </u>		, ,	納		べき額計	······································		
		-	量加算:	ŝ.	••••			, ,		O + •			, ,	
*******************		申	· 告書提出期	限			申告書提。	£8	٠ -	Ĭ				
		本	1		更正・決プ			こ納入(付)の	確定し	た額		差引過不	足額	
	から	稅	課稅標準数	(重()	·ン) 税 -	額(円)	課稅標準	自数量(トン) ・ -		額(円)	課税標準	数量(トン) , -	税	額(円)の
.	. まで]	-	区分	Ĭ	室(%)		決定額(2						
`	,	加	過少申告加		***************************************			, ,	根拠	法令				
		算金	不申告加!					, ,	納		へき額計	······································		
		- 34	重加算			<u> </u>		, ,	İ	0)+		7	, ,	
		:		:		:			<u>:</u>					

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 244 号様式中「第七条」を「第十九条」に改める。 附 則

- 1 この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県税事務取扱規程に規定する様式による 用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

告 示

熊本県告示第40号の2

熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)第2条の2第2項の規定に基づき、熊本県地方税関係法令等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱を次のように定める。

平成 18 年 1 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地方税関係法令等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)第2条の2第 2項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用した県税の申告及び届出(以下「申告等」 という。)についての対象手続及び内容に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 電子署名 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成 14 年法律 第 153 号) 第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
 - (2) 電子証明書 申告等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであること を確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するた めに作成する電磁的記録で、次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成したもの。
 - イ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 4 条第 1 項の規 定により主務大臣の認定を受けた者が作成したもの
 - ウ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項の規定により 都道府県知事が作成したもの
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、これらと同様の機能を有する電磁的記録として知事が定めるもの
 - (3) 税務代理人 税理士法(昭和26年法律第237号)第3条第1項に規定する税理士 の資格を有するものをいう。
 - (4) 地方税電子化協議会 地方税電子申告システム(以下「システム」という。)の 共同開発及び共同運営等を行うため、都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67 号)第252条の19第1項の指定都市が設立した協議会をいう。
 - (5) 電子情報処理組織 行政機関等の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。)と申告等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した組織をいう。
 - (6) 法令等 法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。次条において「情報通信技術利用法」という。)及び熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年熊本県条例第64号。次条において「熊本県情報通信技術利用条例」という。)で使用する用語の例による。

(申告等の指定)

第3条 情報通信技術利用法第3条第1項及び熊本県情報通信技術利用条例第3条第1項 の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申告等は、別表に掲げ る申告等とする。

(事前の届出)

- 第4条 電子情報処理組織を使用して申告等を行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。なお、この場合にあっては、当該届出に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、これらの事項を送信することにより行うこととする。
 - (1) 名称及び所在地
 - (2) 申告等の対象とする手続の範囲
 - (3) その他参考となるべき事項
- 2 税務代理人が県以外の地方税電子化協議会参加団体に対して前項の規定による届出を 行い、当該参加団体から識別符号(システム利用者を特定するため当該システム利用者

に当該参加団体の長が付与する符号をいう。以下同じ。)及び暗証符号(システム利用者を特定する際のセキュリティの確保を目的として当該システム利用者に当該参加団体の長が付与する符号をいう。以下同じ。)の通知を受けているときは、前項の規定は、適用しない。

- 3 知事は、第1項の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号及び暗証符号を通知し、同項の申告等に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。
- 4 前項の識別符号及び暗証符号並びに入出力用プログラムは、地方税電子化協議会参加団体が共同で利用できる標準仕様に基づくものとする。
- 5 第 3 項の規定にかかわらず、第 1 項の届出をした者が本県以外の地方税電子化協議会参加団体から識別符号及び暗証符号の通知を受けている場合は、識別符号及び暗証符号を通知しないものとする。
- 6 第1項の届出をした者は、同項の届出事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。

(電子情報処理組織による申告等)

- 第5条 電子情報処理組織を使用して申告等を行う者は、前条第3項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、県の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申告等につき規定した法令等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申告等の情報に電子署名を行い、当該申告等を行わなければならない。
- 2 前項の申告等が行われる場合において、知事は、当該申告等につき規定した法令等の規定により添付すべきこととされている書面等(この項及び次項において「添付書面等」という。)に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。
- 3 第1項の申告等が行われる場合において、添付書面等が登記事項証明書であるときは、 知事がこれに代わるべき電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法 律第226号)第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第1項の規定による 指定を受けた者から受けるのに必要な情報であって、当該指定を受けた者から送信を受 けたものを送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。 (申告等において氏名又は名称を明らかにする措置)
- 第6条 次に掲げる規定により申告等において記載すべき事項とされた署名等に代わる氏名又は名称を明らかにする措置とは、第4条第3項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、電子情報処理組織を使用して行う申告等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申告等と併せて送信することをいう。
 - (1) 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 72 条の 35 第 1 項から第 3 項まで
 - (2) 税理士法第30条、第33条第1項及び第2項並びに第33条の2第3項(手続の細目)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な 事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

この要綱は、平成18年1月16日から施行する。

別表 (第3条関係)

加	おり余渕保力
番号	申 告 等
1	地方税法第53条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項、第26項から第28項まで及び第
	34 項の規定によるこれらの規定の申告書及び書類の提出
2	地方税法第57条第1項の規定による同項の申告書の提出
3	地方税法第72条の25第1項、第8項から第11項まで及び第13項の規定によるこれらの規定
	の申告書の提出
4	地方税法第72条の26第1項及び第4項の規定によるこれらの規定の申告書の提出
5	地方税法第72条の28第1項から第3項までの規定によるこれらの規定の申告書の提出
6	地方税法第72条の29第1項、第2項及び第4項の規定によるこれらの規定の申告書の提出
7	地方税法第72条の30第1項及び第2項によるこれらの規定の申告書の提出
8	地方税法第72条の31第1項から第3項までの規定によるこれらの規定の申告書の提出
9	地方税法第72条の33の規定による同条の申告書の提出
10	地方税法第72条の48第1項の規定による同項の申告書の提出
11	税理士法第30条の規定による同条の書面の提出
12	税理士法第33条の2第1項又は第2項の規定によるこれらの規定の書面の添付
13	熊本県税条例施行規則第19条の6の3の規定による法人等の設立異動届出書の提出